

東照宮御遺訓

東照宮御遺訓上

大御所家康公駿河御在城之時、江戸二而
將軍家秀忠公、太田と申侍に御知行五百石
被下候得者、太田御折紙を御前へなけ捨て
罷立候故

秀忠公(もつてのほか)以之外御いかり被遊此ものを御成敗
可被仰付かとの上意也、然処井上主計頭(かずえのかみ)
承り、此者は

駿河様
家康公御懇の者にて御座候間、一旦被遊御伺

可然奉存候と申上げれ八、然ら八汝駿河へ参
此旨申上候へとの上意にて則主計頭
駿河へ参ル、惣而

將軍家秀忠公何様(いかよう)の儀二而も

駿河様と申上候得者御憤を御止被成候故

主計如此申上候、主計頭駿河へ参

大御所へ御目見申上候得者、江戸替事八

なきかと御尋被成候時、主計頭謹而申上候八、

江戸別条無御座候、今度私を(御登らせ成され候)為御登被成候八、

先日太田の何某(なにがし)に御知行五百石被下候得者
如此と申上候時

家康公殊之外之御機嫌にて、(まてさて) 儲々松平の
繁昌目出度事かな、其慮外ハ彼者言に
あらず、それハ 將軍のいはせらるゝにて
こそあれ、子細ハ 秀忠ハ天下の主たり、
世は泰平也、位ハ三(公方)召なれハ何程高上に
いたされ太田こときの者などは今度の
慮外十分一の事にて何の罪に行(おこ)なハるとも

三公中国の官名
最高の地位にあつて天子を補
佐する三人。
律令制官職のうち、太政大臣・
左大臣・右大臣の総称。

天下の者誰か非儀と可申哉、然処にかれに
給る処の知行かれか功にあたらさる
かと我に為可聞、汝を是迄為(聞かすべき為)差登らるゝ
事、誠に 將軍の天下の政事に
心を用らるゝ事不浅儀也、とて御涙を催
され候、扨主計頭に御意被成候者、是に
付一つの物語すへし、汝よく承候へ、予三州
在城の時、若(もし)勅使・上使其外はれかましき
事有之時の用意に、三尺に余る鯉を三ツ

泉水に入置候、或時是を見るに中にも大成鯉一ツ不見候ゆへ其所にかゝりたる掃除坊主に、困悪敷して狐にとられ候かと問へ八、此者申様、其鯉八鈴木久三郎拝領したるとて御台所に持参り料理仕たべ候て人々にも振廻、信長公(説)参たる御酒の心見仕候得と御定(説)のよしにて、御樽の封を切給候と申候付、台所の者に尋れは彼坊主か申ことく也、二色共に我さへたし

な三置に、我俥成やつかな、かやうの者を
其分にて置なは向後諸士の風儀悪く
成へし、呼付成敗すへきと呼に遣し
長刀のさやをはつし、広縁に出て
彼を待所に、久三郎め八傍輩共内通し
けれ共事ともせず予か前へ出候時、間二拾
ほと置、にくきやつめと言葉掛長刀に
かけんとせしに、久三郎是を見て
おのれか刀脇差を五六間程跡へなけ捨

其分にて置〓そのままの状態に置く。

予に向ひ大の眼をきつと見ひらき、
扨々おるか成御大将かな、魚鳥に人間を
ならふる作法何国に御座候哉、それにて八
中々天下の望八成申間敷とて返(却)而予(に脱カ)
悪口せし時、実(げに)もと思ひ当り抜たる
長刀を捨て奥に入、能々彼か心中を思ひ
計に、近き頃走りの者一人留場にて
鳥を取、一人八堀にてあミを打、此兩人を
追込召置しか、是をいふへきたため態と

走りの者〓走り使いの者カ。
留場〓漁獵を禁じた場所。

鯉を料理したるなれハ少しも慮外にてなし、偏に予か為を嘆きての事なりと思案し、彼(かの)走りの者兩人も奉公に出し候へと申付、則久三郎を呼出し汝か心さし満足也といへ者、久三郎涙を流し切々難有御定(証)にて御座候、泰平の世に候ハ、ひそかに申上儀(申上ぐ)ニ候得共、今乱国にて御座候ゆへ如斯申上候、乱国ニ者私ことき末々の侍も少成とも勇氣御座候か御為と

奉存此通り候、夢々私の威を振ひきす(氣隨)ひ

氣隨きずい。きまま。

りて無御座候と申に付、(かのもの)彼者か忠信を感じ

秘蔵に思ひし也、昔も今も諸士の忠信八

只(ただ)大将の心に有り、ヶ様成事を武道不案内

の者八半分から聞て八此者武功にほこる様

申なら八すものそ、心をしづめ聞候へ、

忠信心なくて八思ひ切たる事八いはぬ者也、

主はおそろしきもの成ゆへ其氣に

不合一さめを申事八軍陳二而大敵の

中へ懸入よりハ一きわ大儀也、子細八大敵
の中へ掛入候て八大利を得候もの聞し
主人に悪敷思ハれて八品(しな)により身命
妻子迄のかれかたき事者有り、是を
知りなから其禍をかへりミス思ひ切て
言八大剛大忠の者也、惣し而国を治、天下
の主たる者ハもる舩の内に座し、
や(焼)くる家の下に臥ス心ねを不忘、諸人の
心さしを正し考へ、(たとい)縦何の役にも立さる

事成モ思ひ切て言事はむざと捨ぬ
ものそ、いかにとなれ八其事の用に
不立八其時の愚成故也、然共其志八忠信也、
又かれこときの軽き身体(はむしや)の者を羽武者
と云、たとへ八国家ハ一ツの鳥のことし、鳥の
志八大将也、羽ふし足を侍大将とし
風切七ツ羽尾羽を諸士ニたとへて是を
羽武者と云、此羽八分別も不入羽ふしに付
強きを第一とす、此ことくに太田(等)なとことき(如き)

羽武者ニ端武者。葉武者。雑兵。

の者八只実儀にして頭の下知を能聞
強を第一とするそ、鳥の羽ふし足ニ八
動静有ことくに、士大将・足輕の大頭なと八
けなけ一へんにて八成かたきそ、扨また
口はしを家老にたとへ是八分別大事
の役也、其外の毛八百姓・職人・町人惣而
一切の国民になそらへたるそ、鳥心に
任(まかせ)飛行をなすかことくに大将内に
有て依怙鼻肩なく邪正をたゝし、

善政を行へ八其下の士農工商か志を一ツにして
 主人の為に身命を惜まぬゆへ、敵に向ひ
 千里の道を行も心安く遠からさり、又
 大将の諸士万民を思ふ事我身に同じ
 と言事八、たとへ八鷹の毛をおしむることし、
 鷹八口はしを利劔とし心に勇気を
 ふくむといへ共、一羽(つとほむ)の損するも非し(悲)三
 あかけにあひても足にて網を押あけ
 身を地に付て少しも動かさる八羽を

あかけあかけ
網掛・網懸
 其年生まれの若鷹を網にか
 けて捕えて飼いならすこと。

惜む故也、又狩をして鳥獸を取も我
一人の慰にする八大き成ひか事なり、
狩をするには心持第一八軍法のならし
戦の稽古土のため、又八末々の民共のうれ
へなきを聞べき為なれ八民をは（育くむ）こくむ
政の一端そ、然れ共多く人数をつれ、民
の耕作の時を妨げ、田畑の作毛をそこなふ八
却而民の大き成うれへをなし、天道に
背く勿体なき事そ、され八能心得て

ひか事＝僻事
心得違のこと。

狩をすへし、人民をくるしむる事
なかれ、是予力旗本計の事に
あらず、日本国共に武道のすたらさる
事我朝の本意也、(その)其ゆへ八日本泰平
にして武道怠る時は異国より日本を
伺ひ、又異国太平にして武道(おこた)懈る時は
鞭靷、日本なとよりも大明をうかかふそ、
(かの)彼秀吉の朝鮮の軍も是也、然八日本
の武将八此心専一也、小をもつて大を積れ

一人六具をしめ大小をさし長器をた
すさへ深山に只独臥たりとも、人間は
いふに不及、天魔鬼神もおそれをなさて
あるへきか、又大軍多勢にても武の心
かけおこたり、武勇の備立され恐るゝ
にたらず、爰をもつて武威の大事を
よく知れ、武道の本意を不知ものは
国家のさ八りと成そ、され八武家の大
宝と八武道そ、抑和漢に古今不易の

(恐れを)なさて=なさないでは、

大宝有り、先日本の大宝を三種神器といふ、此三種八神璽・宝劔・内侍所なり神璽八神の印といふ、其理八正直、宝劔兼八村雲の劔といふ、其理八慈悲、内侍所は鏡といふ、其理八知恵、此三種の神徳は万事の根元そ、此慈悲と知恵と正直とを三種の六字といふそ、先慈悲を万の根元とす、慈悲より出たる正直か誠の正直そ慈悲なき正直八刻薄といふて不正直そ

内侍所二ないしどころ
三種の神器の一つである神鏡

刻薄二こくはく
むごくて人情の薄いこと。

又慈悲より出たる知恵か誠の知恵そ
慈悲なき知恵八邪知也、漢ニは此大宝を
智仁勇の三徳と言、住吉大明神詫宣に八
我に無神体慈悲を以神体とす、我無
神力正直を以神力とす、我に無神道
知恵を以神道とす、我に奇持(特)なし、
無事を以奇持(特)とす、我に無方便柔和
を以方便とすと有之そ、忘れても無理
非道成事を行八され、凡悪逆八我身の

奇特きとく
非常に珍しく不思議なさま。
また、優れているさま。

私欲より出て天下の乱れ八若^君と家老との奢より出るそ、人民の案堵八うれへなくして各家職を能勤るに有り、天下太平治世長久八上たる人の慈悲に有そ、慈悲とは仁の道そ、奢をたつて仁を万の根元と定、天下を治給へと申へし

一 又上意に汝能^(よく聞け)聴、此一身の道理をのふれ八天地にミち、天地の道理をちゝむれ八

一身の内にかくるゝ也、此心の持様にて命の
長短身の善悪替り有、長命善道を
好むもの八にかき薬をのミ、無病なれ
とも灸をし、心を我俣に持さる時は長
命案楽也、天下国家を治(おさむる)も又如此也
何事も我身にたくらへてなす時は
ひか事なし、君につかふる者八我家人を
仕て其心にて主人ニつかへよ、其故八我家人
我に不忠、悲(非)法をなす時八是をいかり、能

たくらへて〓なぞらえて

つかへる時は悦、是眼前の儀也、尤天下
国家の政道も我身にたくらへてなすへし、
其心得八、広き天下を一身にちゝめ、また
ほそき一身を天下にひるめて政道を
成(なし)給へと申へし、たとへ八天下八將軍の
身、武道八將軍の心と心得られ、臣下は
將軍の五官と心得らるへし、五官とは
耳目鼻口手足也、此五品八五ツの官人也
心八主君也、目八見る事を心に告、耳は

聞事を心に告、鼻八香を心につけ、舌八
味を心に告、手足惣身八寒暑イタサ痛カユサ痒を
心に告ル也、五官銘々の得たる事を心に
告知らする時は心是を受て是非を
はかりてそれくの下知をなすことくに、
主人八人々の得たる処を見付て是をつかひ
善悪邪正を糺して政道をなすを
明君良将といふそ、扨又下人も主人より
我不得手の役儀を言付られは、有躰に

申て得たるものに調させ、また我得たる
事あらハ我方より望ても勤るを忠
信といふそ、凡主人念頃なれハりはつ
たてをして我不得手の事をも得たる
やうに仕なし主をたぶらかすハ不忠
の至極也、尤主人も愚か也、されハ目鼻
一所にあれ共目の業を鼻しらす
鼻の業を目不知、是にて万事を
考へ見よ、人事も如此そ

りはつたて利発立
利発ぶること。

一 我心にて考へて見よ、我為に悪敷事八
人の為にもあしきそ、人の家の柔弱
無道成を見て誰か是をあなとらさらん、
我家柔弱無道なら八人また我家
をあなとるへきと知へし、身を以て人の
心に当り、人の好む能者を好ミ、人の悪む
悪敷者を憎むへし、悪逆無道の者を
たちまち罪に行ふ八武道也、少もゆる
かせにして民をくるしめさする八天下の

あなとらさらん…あなとらないか
いやあなとる

主のかいなし、是を柔弱と云、夫(それ)の三
 ならず無道の臣に国柄を取(と)する時は
 政道にゑこひいき有て諸人君をうとむもの
 そ、もし又無道の臣に血氣の勇有時ハ
 主君か其勇猛にひるむ様に思ひなし、
 主君の威光かうすく成物そ、何れにも
 民をくるしめ私欲ふかき將に郡国を
 あたゆる事なかれ、とく取ひしく
 へし、子細ハ、むほん逆心ハ私欲深き

国柄こくへい 国家を統治する権力。国の政権。

とく疾く・はやく・急いで
 取ひしく取り拉ぐ
 (取りは接頭語)
 おしつぶす。

者のなす八(業)さそ、若又異儀に及八、
是を討へし、天下の主として依怙
ひいき有時八、天下の権柄を天道取払
給ふ故天下を失ひ、一家こと(ほろび)亡る
としれ、悪逆の臣にをそれひるむ心
少二而もあら八神明にはなされ、弓矢の
冥加つきはて、是又家の滅亡なり、
毛頭も依怙鼻肩なく慈悲を万の
本として善をもつて悪を討に

何の恐れか有哉、汝よく聞、汝等こときの
 主の心に叶ひたる者八、一世の中(ばかり)計を
 思ふものにてなきそ、其故八、人間の
 生死不定にて、今日有身か明日しられ
 ぬそ、此心をふまへよ、汝信濃と大蔵と
 三人を心安く被仕内ニも一入汝を心安く
 被仕と見へたり、然に右の生死不知
 事を思ひ計(ばかり)、縦(たとえ)八用事有時三度八
 三度共に汝に言付らるゝ共、一度八信濃

三人〃左の三人カ
 汝…井上正就主計頭
 信濃…永井尚政信濃守
 大蔵…青山幸成大蔵少輔

一度八大蔵、一度八汝調よ、是を二世を計て
奉公誠の忠臣といふそ、され八今川
義元八臨濟寺の雪山和尚只一人と
相談にて仕置成しか、国八無事なれ共
家老の威なし、雪山死去の後、義元の
仕置八本のことくなれ共、諸人疑ひをなし
義元の鋒よ八く也て今川家終に
滅亡せし也、惣して能者にても一人に
任する時は万人の恨多し、まして

何事もそなハリたる能人は昔も
今もまれなれハ、一事によけれとも
一方に悪しき事有物也、然るに一人
権を取て万事を行ふ時は、年を
追て邪しま(わたくし)私多く成て、少能政事(すこしよき)
出ても諸人は是を信せず疑ひ恨むる
ゆへ次第に主人の威軽く成て人々の心
へたくと成り、終に天下国家の滅亡の
端と成そ、是にて物の心を能知れ、汝等

端
||
端緒

此心なく若^(もし)一人にて威をふるハ、將軍の
為にハ汝等共よき敵そ、子細ハ、家老一人
にて威を振ひ、万一其家能^(よく)治る事有
とても其者百年之跡ハ其家の仇と
成ものそ、又己慾心深くして主君の氣に
入れハ頻に威をふるひ奢者何り、^(阿力)侈者^(おこるもの)ハ
其家の強敵、天下の災と成物そ、誠に
忠信の深き者ハ能^(よき)知恵を^(己)のれに
あれハ其知恵を仲間^(己)にゆつりて天下の

家老ハ其智恵を天下に広め、一家の臣ハ
一國にひろむる物そ、能々此処を合点いたし
人をかたつけて不遣様に折々に心を
付申へし、一人に威を振(ふる)するハ主の
あやまり也、切また忠信ふかきものは
たとへハ主人愚にして一人に権柄をとら
するとても、かの生死の定なき事を
考へて一人つかさとらざるそ、また
万事ハ夫々の道になれて功有者に

司るハ役目としてその事にあたる。担当
する。

一人つかさとらざるぞ…
一人の者に担当させない

尋ね聞又ハ談合すへし、愚にても
一事にかしこき者あり、渡辺の何某ハ
常にハかしこからさる者にて袂に米を
入、役中ニても是を食ふ、又くらき
所へハ行事(行くこと)ならず、子共なりとも先
立れハ行者(行くもの)成しか鎗を取てハ無双の
勇者也、去程に天正の長久手合戦の
時、五騎つれて物見に出る、然処に土手影に
敵五十騎計伏たりしか、此伏五人の武

者を見ておこりたりし時、渡辺真
先に退時、第一跡の者渡辺かうつけにて
心の剛成事を能知り、渡辺返し候へ、
返し不申八勇八成ましきそといへ八、
渡辺鎗柄を横にして片ひさ折て
順に返し候へといふ時、跡の者申は
相談也、退候へと言時に渡辺申八、誓文を
立候へとて少もしりそくへき覚悟無之故
跡の者八幡御勘当そと言時、立上り

引取、跡のものゝ分別に八、渡辺を飼五六に
かひて心安く可退と思ひ候へ八、常の
うつけと八替り、首尾を合せ心静に
退たり、此処八深田の中にあせ道成し故
鎗を横にしたり、渡辺常に替り如此
成八武道ニ八かしこき（故）処有此心を以て下賤の
もの又八愚人なり共其道に得たる者ニは
其事を尋ぬへし、諸人の申事を
不捨、夫々の道に達せる人を取用給へ

飼二かいは

と申へし、(なかんづく)就中 武道の不案内成家八
諸士の風俗柔弱非儀なりて武勇な
けれ八、一戦に打まくる時は罪なきみとり
子までも一時に亡ひぬる八古今ためし
多し、武家に生れて武道に愚か
成八崩とらさる猫のことし、公家と武家との
けり八、縦八かねなら八公家八金銀の
ことし、武家八鉄に同じ、然るに人民
金銀を好ヨミて鉄の大宝なる事を

みどり子＝幼き子

公家と武家とのけり八
けりを付ける…結末をつける。

不知、其故八鉄八宝器の本也、五穀を
作り、竹木を切、朝夕の食をととのへ、
尤国天下の乱を払ひ、太平を致事
鉄の用多し、誠に大宝の長たる物也、
爰を見付す(す)ひたすら金銀のミ好ミ
ぬれ八災ひの(なかだち)媒と成そ、武家武道に
怠り公家風に成八刀脇差をの代りかへに
金銀を巾着に入、まる腰にて往来して
命を失ふに同し、只各家職を能

勤める者を揚ゲ、奢を断て慈悲を万の根
として天下を治め給へと申へし

一 又上意に、將軍に仕へ武家の流を（汲むもの）汲者八

武道を不怠事肝要道也、子細八、出家

能仏法を執行すれ八大山大寺の住持と

なる心に、縦八先住の弟子甥成共無学

の僧八大寺の住（持）寺と八なしかたし、

若（もし）ひいきにてなをるとも却て災の本と

成もの也、如此に国主として国を治る道を

不知、諸士に情なく民を苦しめ邪なる
家老を愛し、民のしゝむらを取て
蔵に納め、其詞と其政道一致ならされ八
諸士も又詞と身の行ひ相違し、追而
偽り盛んに成行て、若忠信ありて
心底の意体をいへは慮外者なとゝ
取成れ、却而不忠者と成物そ、如此の家八
諸人八主君を疑ひ主人八諸人を疑ひ
互の心安堵なし、是武道の本意を不知故也、

しゝむら(肉叢) || 肉・肉塊

子細八、我身に替る諸侍なれ八心を可直様

可直様：直すべき様

なし、主八家人を信し、家人八主君を

少も不疑してさへ(ととのえ)調(ととのえ)かたき世中を、

むさと疑ひて八なとか(たのん)調へき、故に古人も

三軍のわさ(禍)八(禍)ひは狐疑(いえ)よりをこると言り、

禍ひ＝狐疑
疑い深く決心のつかいないこと

され八天下国家の主として我身に

替る家(家来)頼か主人を疑ふ様に仕置をす

る八愚にして武家の本意を不知故なり、

旗本八不及言、天下の諸人不疑様に

政道被仕候へと申へし、疑多き八誠
なきゆへ也

一 大廈千間夜臥八尺良田万頭日食二升と
て千畳敷・万畳敷の家を持ても臥所八

廈二大きな家

畳一てう也、又前に八珍つらぬるといへとも

八珍二牛・羊・豚等八種の珍味

食する処八口に叶ふ物二・三種に不過

天下の主にてもつまる所八(ただ)唯一飯より

外八用なし、然るを何そや、民を苦しめ
ひたすら身のゑいやうを好ミ、金銀を

貯へ身に替る家人の思ひつかさる様に
する八愚か成次第也、如此手の見へさる
を唐の大宗八我股をさきて我腹に
食するにたとへられたり、民八本(もと)我と
一体の者成に、民を貪りて財宝を取
集る時八、民背き離て君亡る也、股の
肉を食し腹を養ふと言共、股の肉
つきぬれ八我身亡るかことし

一 汝等能心得よ、一人威を振ひ、一人主君の

用に可立と言ともうつけ者が又侈り
者也、万端を我一人にて可勤(いさ)と言へからず、
縦八汝今爰に居なから江戸用八何と
勤んや、是にて万事を八かり、縦主人の
愛敬有て我を用ひらるゝ共、忠儀を
思八、諸人に権をゆつり、諸人君に不足
のなきやうニと覚悟をなすを真の忠
臣と言そ、如此心得、奢を断、私欲を去ルへし、
一 又上意に、必家(衰)をとるえんとて八主も柔弱

非礼を好ミぬれハ、公家風の男、国の権柄
を取て終に家を破るものそ、武家に
して武道を不好者ハ必臆病そ、臆病
成者ハ必か^(が)さつにして奢強きものなり、
侈強き者ハ主より己か威をふるふ物そ、
誠に主に忠信の者ハ大身高位に成程
主の恩を深く思ひ、大小上下を不選、人に
対するに柔かにして慈悲深く、位より
身をも詞をも引さけ温和成を誠の

がざつ＝言葉や動作の荒っぽいさま

忠信と言そ、譬八松八根入ふかきゆへ常盤
の色千年をふるそ、松にかゝれる藤八根入
かすかにてのひあかり、己か根入八考へす
後ニ八松を目の下に見なし必松を巻
からし、藤もともに枯はつる物也、侈者八
松にかゝれる藤のことく国家の安危とも
顧す、我智分の浅きをも不弁、只鼻の
先成才智にて己か利口を立、主をたふら
かし傍輩をかすめ己か慾を第一にして

種々様々の新法などを言出し必主の家を破る物そ、新法を立、古法を破る事なかれ、おろかなから予か家の政道八清康公・廣忠公の御政道をうけ、多年の工夫を以て老功の家老共と相談の上にて定め置政道そ、然るを大に替りたる珍敷事もなきに、主の心に叶ひたるとて無益事たくミ出し家法を不可乱(乱すべからず)、若左様の人を用ひ給八、將軍の

予に大不孝成へきそ、其上清康公の
家老共の末々八、銘々の先祖の上を今更
大に替りたる事なきに、時の権にほこり
てけつられぬる事を無念に思ふへし、

若(もし)さも不(思わざる者)思者八腰ぬけそ、子細八、親の

敵を討ツにて万人の心を知れ時を得たり
とて、よしなき事をたくミ出し、將軍
の敵と成(なる)な、内々言聞することくつり
合をか(肝要)んやうニ用ひ給へと申へし、

定て將軍も其覺悟成へし、と

上意有けれ八、主計頭申上る八、上意のことく

万事御定(証)の通被仰付候、新知・御加増・御役

替等の儀八、御家老中不殘御召被成吟味

仕候へ、と被仰出御家老中一同の上にて新知・

御加増八被下候、御役替八御役儀の様子其番頭ニ

被仰渡其与(組々)々の頭吟味いたし、御家老中

へ人からの書付上ケ申候、其上にて水野・

酒井・阿部・井伊・本多・榊原・大久保・内藤

此外一流の氏々を御糺被成、甲乙なきやうに被仰付候、又当座呉服・金銀の御褒美被仰付候時ハ、信濃・大蔵・私三人を御召被成御内談の上にて被仰出候、尤先例の御引付の儀ハ御帳を以て被仰付候と申上けれハ、又上意に、今の政道ハ予先祖方の御政道ぞ、いまた三州一國手に不入時モ今又天下の事を取行ひても、其大小八かわれ共其基ハ一致ぞ、若此政道を改めん

と言者あら八乱臣成と知へし、其故八
尊氏・義満の政道を細川・山名・畠山等か破りて
後八將軍八名計にて、各国を押領し
既に幾内の内迄押領して山名八十一ヶ国
の主たる故ニ六分一と言たりとや、日本六拾
六ヶ国の内を十一ヶ国領知せし故如此なり、
又三好左京大夫八父の政を破り、公方義
輝を討、三好か内の松長(永カ)八我か威を立て
又三好を討、武田信玄八信虎の家法を

改め五十五ヶ条の新法を出す八大望有故
なり、尤信長是ニ同し、先祖の行跡を
非に見て家法を破れり、又足利
將軍公方義持、父の政道を奢とミテ
引込思案にて次第に家おとろへ、後
には公方將軍と言名計にて物事
心のまゝならされ八、諸国の大名ともに
是を頼ミ彼を頼むとあれとも一も事
ならず、檀那坊主の堂寺建立の勸進

することくいと見苦敷事そ、扨大内
義隆・上杉則政・今川氏真・武田勝頼
品こそ替れ皆先祖を非に見て家法
を破り身を失ひたり、又親と一心一致の
家老の能諫言を用さるも則親を
非に見ると同じ、此後当家の儀八言に
不及、天下の諸大名先祖の家法をかゆる
家あら八能々念を入内談を聞正すへし、
大望有て替るか、又私欲ふかくして一寸

先ヨ不知人民を苦しめ、民のしゝむらを
取て金銀となし蔵に入へきために
国家の替事も可有、か様成は何にても
天下国家の騒動の元そ、如此家衰ふる
時八正敷(まさしく)人八去り、愚にて邪成者か国柄を
取ゆへ左様の者金銀たく八へ蔵に入るを
主の為と思ふ物そ、汝能心得よ、主の為
といふ八善人を求めあけて主君に用ひ
させ、人民を憐ミ諸人案堵して、その

国穩に治むる様にするを主君の為とも
言、又天下への忠共言そ、旗本八言に不及
尤天下の諸大名其末々迄も銘々の家
職を能務め、其家を能治め、先祖の
家法を失(うしなわ)すし(て脱カ)、若先祖の家法の内
慥に諸人の苦しむ事有八思案工夫を
なし、老功の臣と相談して能様ニ改事
又忠孝也、是不得止事にして改也、好んで
改るに非ず、先祖の功にて基つきたりし

国郡を取なから其先祖の仕置を
我まゝに改たつ八不孝の至極也、人間の
習に親先祖の敵を討にて考よ、惣し而
其先祖を不忘か人の道そ、武家八静
謐の世に乱を不忘、我身の奢を断て慈
悲を万の根元とし、家職を勤め其家
を無事に治る八善人也、忠信深き人也、
か様の人を賞翫すへし

一 又上意に、三州ニて五月半に城近所江出けれ八

百姓共田を植る中ニ勝れて色白き男あり、
近々と寄て見れ八田の畔に棒を立、此棒に
蓑笠を掛、其中に刀脇差を結付置たり
不審に思ひ(いよいよ)弥(いよいよ)近寄能々見れ八家人の
近藤也、人を遣して呼けれ八、近藤空聞
して返事をす、使の侍に手を引して
参候へと申付る、使の侍、彼の田の中へ
入時近藤使の侍に申八、待給へ手水を
つかい参へしとて顔を洗、大小をさし

予か前に出る、其時予、近藤に申聞するハ、
扨々汝か働（是非に及ばざる事）き不及是非事也、我小身ニて
はかく敷心付難成故、知行取身ニて左様
のいやしき業をさせ候事無是非事也、
とて涙を流し候へは、近藤も涙を流し
たり、此近藤ハか様成不似合事迄かせき、
尤朝夕の衣食なとハ極めてかすかにして
武具下人等身体ニ勝れ武勇におゐて
度々の誉有忠信深き者也、或時此近藤に

巴鼻八
梵語也

知行を加増し、大賀弥四郎か預りの
代官所にて遣しけれ八、弥四郎、己か取成
にて知行を遣し候様に巴鼻(はび)を出し候得者
近藤こらへぬ者にて家老共処へ来りて
申八今度の御加増、弥四郎取成にて
被下候様に申候、若左様ニても候八、御加増
差上ヶ可申候、子細八無道千万の弥四郎
な(等が)とか取成ニて御加増拜領仕候半より只元
の分ニて被召置被下候様ニ、と申に付

巴鼻||牛の鼻に繩を通して牛を捕え
る意

物のとらえどころ・要点

物事の由来・ねらい

つまみ・とつて

こらへぬ者||感情等を押さえて表面

に出さないようにする

ことができない者

家老共無是非予ニ言ける故、いか様(さま)子細

いか様〓状態、方法などについて疑問の意を表す。
どのよう、どんなふう

可有事と思ひ近藤か申所尤なり、中々

弥四郎か取成にて八無之そと申ニ付、

近藤其分ニて請(之を請く)之、其後ひそかに

近藤を呼様子を尋聞八、近藤申八、私儀

御懇にほこりか様の慮外を申上(申し上げる)ニて八

無御座候、弥四郎事御両所様の御意に

応し申事(なう)双なきやうに諸人

奉存候ゆへ、弥四郎か奢(お)不大形、其上弥四郎

不大形おおぎようならず
大形〓おおげさ

悪心深き者ゆへ、御家中の諸人
御両殿様より却而弥四郎に怖れ申候、
其子細八、殿様の御意に少々違候ても自然
に八御慈悲にて御ゆるし被成候事度々御座候、
弥四郎ニ少ニてもにくまれ候へ八忽に身
体めつ滅亡ほう仕様に成行候故ふかく恐
れ申候、軽き多儀ニ御座候得共、此段御僉
議延引候八、御当家の一大事ニも成可申候と
奉存候、御家中大小共に色々様々の事とも

申候、主君の御事ニて御座候間、指出候
て成共申上度存候得共、其役人にて無
御座候故序(ついで)てをまち罷在候、此度(よき)を能
序(ついで)と奉存如此申上候、様子(よき)の段八横目
衆ニ御聞セ被遊(遊ばされ 然る へき)可然と申に付、横目とも
に聞セ候へ八、弥四郎悪事不大形故、早々
家老共を召寄、儲(さて さて)々其方なと八左様ニ
可有と八夢計も思八さりしそ、弥四郎か
侈(おし)不大形由聞付候、何とて予ニ不申聞哉と

言けれ八家老共申八、御意之通、弥四郎
 侈八以之外之儀ニて御座候、(それに就いていすれも)就夫何も打寄
 度々相談仕候得共、決断不仕候て年月を
 暮し申候、子細八、御両殿様の御意ニ応し
 たる事並ふ者無御座候ゆへに、弥四郎事八
 何(いか よう)様の悪事仕候と申上ても少も御取上
 不被成、結句家老共申上る事八御けづり
 被成る様に御座候付、申上候ても御為ニも非成(成らざる)
 事ニ却而御勘気を蒙り候ても詮なき

結句〓物事が最後に行き着いた状態
 を表す語
 とどのつまり
 あげくのはて
 結局

事ニ奉存、只今迄其分にて罷有候、と
何(いづれ)も口を揃て申に付、弥四郎預置、家
内を闕所して見れ八、謀反可仕と勝頼に
申通したる勝頼の返事有之ゆへ、則
弥四郎めを手痛く成敗せしそ、扨弥四郎
如此成し様子を後にこまかに聞八、予小栗と
鷺坂(句)ニ目付を言付置に、有(或)時弥四郎方便に
鷺坂(句)を己前に呼寄、密に小栗かやうの
事有、其方八知たるやといへ八、鷺坂(句)夢々

不存と申ニ付、何も御目付衆言上申
 たるそ、其方ニも御尋可被成そ、此様子具に
 言上仕候へ、我其方に聞せたると言へからす、
 と言ふくめ、偕其後我に言けるハ、小栗如此の
 不届者ニて御座候、其様子ハ鷺坂能存知
 候と申、小栗か其罪の事ハあらハして
 吟味仕程の事ニても無之、さすか指ゆる
 す事にてもなき事也、鷺坂(四)を呼尋
 けれハ、弥四郎申分と割符を合せたる

さすか
 さすか指ゆる事
 そうは言つても、
 指ゆる事

やう成故、小栗を閉門させたり、其後
弥四郎、己か処へ出入仕る者ニハ、己か悪事を
悉く是々小栗言上仕候と某に御尋被成
候之間、(ゆめゆめ)努々左様ニて無御座と具ニ申上候へハ
扨々小栗「にくき」やつ也、即刻御成敗可
被仰付との御意ニ候へ共、慈悲ハ上よりと
思ひ色々御詫言申上、先閉門させ候と言
ひしと也、是我悪を主人に人の訴さる
様にとの方便也、史記曰、事ハ以密ヲ成リ

語ハ以^レ泄^(もる)ルヲ敗ル、とあり、又易ニ曰、機事不密ナラ

易ニ易経

則害成ル、といへり、然時ハ何として其者の
悪事を何某か言上したりとて、其者に
いひ聞すへき^(衍字)きや、是主君たる者の第一ニ
慎む処なれハ、弥四郎か非を聞て小栗か
予ニ告たると弥四郎に聞すへき道なし、
然共弥四郎め悪智の飽にてたくまし
き者成により、予、かれに気を吞れし故
家来の諸人ハ彼か悪を能知れ共心に

飽(あく)ニ満ち足りている
さま

思ひなから是を言事ならず、家中
悉く弥四郎に恐れ、弥四郎か悪事八能
知れたる事なれ八、扨八小栗忠義にて
申上候へても如此成行なれ八、何を存候ても

徒(いたずら)事也、とて家老も目付も身をかこひ何

事も不言、彼弥四郎め小栗に意趣は
なけれども、己か悪事を顕八すましき謀也、
惣して己か事を少二而も悪く批判する
者あれ八是に虚言をいひかけ、横目目付二

いわせたりと也、又家老共予ニ遠慮の本八、
或時、予鷹野に可出と言に、家老共無用と
言、弥四郎八可然と言たり、弥四郎八我心に
随ひし故弥四郎申分にして鷹野
へ出たり、か様功ニも不立事共ニ・三度有し
より、家老共心ニ八とかく弥四郎申事を
のミ用ると思ふに付、次第に少宛遠慮の
心出来、右之通に成行也、彼近藤か忠節の
訴今少遅く八予か家あやうき事也、扨

弥四郎か奢にて悪事出来(いで)へきと思ひ
家老共色々内談セしか共、彼者の義如此
と有様に言上セは、かれをそねミて言そと
予か思ハれん事口惜思ひ、只弥四郎を闇
討にするか、又八家老　くし　して指
ちかへんと思へ共、是又他国の聞えいかゝ也
然る時八家に悪事出来(しゅったい)セは何れも枕を
ならへ討死仕へしと覚悟を極め「申したると」
なん、又弥四郎金銀の奉行共と「心を」

合セ金銀を盗たりしを、横目共予に言
 聞すれ共、予曾て不取上、又家老共にも
 かくし知行を遣し金銀を遣し何事
 も此者に逢候てハ、予力智恵もくもると
 家中こそつて言しと也、そもや国家を
 治者(治むる者)左様のつたなき分別にて国可治や、
 不儀無道ニ八子にさへ手を見せさる予か
 何そ、弥四郎こときの者に依怙臆
 ずへきや、惣して国天下を治る主君の

そもや

（接続詞「そも」に感動を示す助詞「や」のついたもの。下に疑問や否定の意の語を伴って用い、その疑問や否定を強める。）
 いったいまあ
 いったいぜんたい

たしなむへき八慈悲を政道の根元となし、
治れるにも乱世を不忘、家職を第一にし
其次に我家の衰を、我行ひを正
しく家老の善悪を分明に正し、
天下国家の是非^(非)をきひしく糺^(ただ)すへし、
予若き時より每^(ものごと)物少も依怙ひいきな
き様ニと随分心懸、殊家老共にかくし
何ニても少も諸人に不遣^(ママ)、子細八其功に
当る時八知行を初め金銀米錢其外

何様の宝をあたへたり共誰か是をそし
 るへきや、古の堯の帝八いやしき土民の舜に
 天下を譲り給しか共、天下の人は是を非と
 セす、末代までも善仕置の手本に立るそ、
 近年天下乱たるゆへ鑕に血を付る計を
 功と言と諸人覚たり、其儀にあらず、静謐
 の世に五倫五常を正敷行ひ、
(よろすわたくし)
 万私なく
 して諸人毛頭恨なき様にするを大功
 と言そ、殊に汝等能可心得八、小身成者を

五倫＝儒教で基本となる五つの対人
 関係。父子・君臣・夫婦・長
 幼・朋友
 五常＝儒教で人が常に行うべき五種
 の正しい道をいう。通例仁・
 義・礼・智（知）・信をさす。

大身となしたまはり、今天下の家老と成候上八夢計も此上の望なし、たとへ八正月盃の次第、我等か昔八何程成か、今八何程成か、此上に家老也とて諸人に慮外し侈ら八重科也と心得よ、惣し而人八本一体の物そ、愚か也、小身成、とて人をあなとる八返すくも悪事の本そ、侈なく忠信有者八、何様に揚用ひ、何程禄をあたへとも諸人尤と思ふ物そ、かくし（隠し）あた

ゆる時ハ、其者の人からよからさるゆへかくし（隠し）

賜ると諸人思ひ、大将にも私有（わたくしあるさま）様に言物也、

然時ハ取者も遣者も共に悪名を得る也、

人の家の滅亡するハ、主人頻りに欲深く

成り、家老一人にて威をふるひ侈強きは

其家の運の末也と知るへし

一 又上意に、右にいひきかすることく、大賀

弥四郎下賤の者成しを取立て、家老共

の末座につらねしに、此者驕強家中の

諸侍に以之外慮外し、分国の所務、家中の役儀、金銀米銭の事迄予か為也とて家中をけづり、諸人をたふらかすやうに仕なし、予か前ニて御家中の諸人安堵仕忝奉存候と申候付、予ハ誠と思ひ安堵セし也、小身成者共ハそこつ成事いひ出し、弥四郎ににくまれ、身上滅亡のミならずほうけ払にあひてハ口惜事と思ひ、畢竟八手前の損を仕候へハ

ほうけ払犯罪者を一定地域外へ放逐した江戸時代の刑の一つ。

埒明と思ひ誠をいハす、大身武功の者ハ予ニ
対してゆるし置たり、惣て主人の
念頃する者の悪事ハ、家老武功の
士横目も主に恐れて言兼たりしを、
弥四郎め八人ハうつけ、(おのればかり)己計知恵有
やうに心得、奢の余りにあらぬ手立
して終に身を失ひたり、汝能心得
よ、(かりそめ)仮初にも人をうつけと思ふて
旗本尤天下の諸大名末々までに少も

偽りかましき方便して天下の人に
咲^{ワラハ}れ將軍の名を下すな、元來人は
心に良知と言物有て、善悪邪正八大方
知ものそ、然れハ誠なき事ニてハ中々
た^らされぬ物そと心得よ、言葉に
何ほと善を言ても心に悪あれハ悪と
知、言葉に誤有ても心に善なれハ
善と知ものそ、少も偽^{（飾る）}かさる事なかれ、
昔を以て今をかへり見よ、主人侈強時ハ

た^らす（誑す）＝あざむく。甘言で
ます。

其家を破り身を失ふ、臣たる者侈強

時八主の家を亡し身を失ふ、惣して

侈強き者八必欲深く、悪利口の三有之

物也、我身に徳儀有て、をのつから

人の敬ふこそ誠の道成に、己か威勢

を付、人に敬まハれん為に自ラたかぶり

て人を慢(アヤツ)り、狐か虎の威をかることくに

主を笠にきて人をおとし、己と中の

能(よき)へつらひ軽薄者の一寸先を

ハン タテマチ
慢マン オコタル
メン アヤツル
アナトル
ウヤマハス

不知を能者と思ひて主人の前を取成、
立身させ、或八諸役人となし、己計
智恵有様に心得、家中をいため、諸士
主君に不足出来る事をかへり不見八、
是侈りて君に忠なき小人也、能我身を
かへりミて我心にて心に異見をせよ、侈も
不忠も悪逆無道も皆己か身飽まで利
はつ成と思ふより出るそ、忠臣と言は
我才智にほこらす、私をさり己か智を

みかきて能々人の善悪邪正を(わきま)弁へ
知るに有、惣而主君たる者家中の
士を愛し、政道に依怙臆負なく、
すへて民百姓・町人等をも恵(恵)ミ、下のいやに
思ふ手を去り、諸人の好む処を行へ八
人思ひ附て天下太平也、是をかへして
大身八楽、小身末々八悲しミ、金銀を
無理に貯ゆる時八人散うせて必身亡るそ、
賤しき人民也とて木石にあらず、いやし

むへからす、秀吉薨し給ふ時、伏見の
予か屋敷へ我が領分の者、出家・山伏・職
人・町人順礼に出し、百姓迄馳来ルそ、
爰ハ常々の仕置の仕様そ、汝等か役にハ
善人うつもれず、悪人・佞人のことを
つかさとらさるやうにするか第一忠節也、
されは孔子の言葉ニも人の己を不知を
憂へされ、人を不知をうれへよ、との給へり、
人を知ハ智恵也、人をしらんとせは我心の

えこひいきの水(私)を去りて人の心庭(底)の善

心底||心のうち

悪を能察すへし、言とかたちとに
迷ふへからず、又古語に、人八詞を以て
試、金八火を以試ミるといへり、されと
また詞と心と相違して口に八名言を
となえ、心八ひかミたる者有、能々弁へ知へし
一 惣して政道に八法と言物あり、法と八
大工の曲尺(かねじやく)のことし、たとへ八此畳を長六尺
横三尺と定たるかことし、然八京さしを

さし||長短をはかる具(物差)

筑紫のはて奥州にて敷ても間に合す、
是を曲尺の手を定たる法といふそ、能
政道ハ此ことし、又愚か成将ハあれにたふら
かされ、是に迷ハされて古法を取失ひ
家を破るそ、古法を破り、新法を立、利口
たてなる心根ハうつけ者か、扨ハ悪心
深き者か、己か身をたかふりてなす
事そ、是を曲尺なしの細工仕置と言て
我細工に拵(しじょう)るとて、畳の表を長七尺横四尺

にして古人八虚(う)気(け)たる仕様哉、長に一尺
横に一尺損を不知と言かことし、夫八何国の
家に敷ても間に合ぬそ、其ことく、惣して
曲尺を不知、政道八色々分別たてして
新儀新法を用ひ、終に八天命を背て
家亡ふるそ、子細八、其家の元祖、天下
国家を初て取程の才智有て、其家
久敷世間の事になれ熟し、後來
の為に夜の目をも不合、苦勞をして

定置たる政道を、我当分の私の智を
以て我意をたて、彼(かの)慾深き輕簿者に
たふらかされ、元祖を(ゆ)けづりなは、なと
天道に不捨して八有へき、返すく新法
を立へからず、され八其元祖の苦勞
を以、国郡を相續する大恩を知り、其
家法を守り、諸人をなつけ、おたやかに
治る八天下一の忠信ふかき人そ、何程上向
を能かさり候共、家中に疎(こま)れ、民に背かるゝ八

大悪人そ、能々念入、善と不善をしり八（分）けよ
金銀を集て諸人を苦しめ疎まるゝ八禍の
本そ、金銀を施して人を集る八是家の
長久そ、凡慈悲八草木の根そ、人の和八
花の実そ、根をよく養へ八、花も実も年々
出来るそ、爰を考て、唯根を強クセよ、根を
強する八古法を守り、奢なく慈悲を万の
根元と定るにあり

一 又上意に、天下を治る法八賞罰の二つそ、

賞ハ善を賞する也、善を賞せされハ
善人すゝます、罰とハ悪をこらしむるそ、
悪を罰せされハ、天下の悪人ハこりぬそ、
第一侈者を大小となく取ひしくより
外の法ハなきそ、右に言ことく、何事も
身にたくらへて、政道をなし給へと申
へし、されハ毒虫にくらハれさゝれし
者ハいたく共、其さしめを切て捨れは
其切口やかていへて其身恙かなきそ、

取ひしく＝「取」は接頭語。
ひしく＝おしつけてつぶす。
勢いをくじく。

是を切すして置時八、其口めの毒、後ニ八

口めニ切口

惣身にわたりて死るそ、此ことく奢者を
吟味して、はひこらさる先に是をはやく
たち去て、天下を治めよ、其まゝゆるし
置は必天下の乱の基そ、弥四郎ことき
の奢者八主の為を思ふ様に世間へ八見せ、
実八己か為を本とする故、近藤(等)なとか様
成侍八中々彼か処ニ出入もセさるそ、然時は
弥四郎こときの者八邪知をめぐらし、能

者を八次第くゝに失ふものぞ、少ニても己ニ
無礼有か又八己が非を揚るか、兎角己に
したか八さる者あれ八根を断、葉をからすに
より、大身小身共に心中に無念至極に
思へ共、身体滅亡し、妻子（眷屬）けんそくまで
迷惑する事をかへり（三）、皆涙を流し
彼に随ひ、扱うら（三）なき主を恨る物ぞ
是（ひとえ）偏に主人愚か成ゆへ也、如斯の者八必主
を亡し、終に八其身を失ふ物ぞ、とかく

末の考へなしに侈らすも奢るも

コトコトヲ
悉

悉皆愚か成者也、汝等か忠信といふ八諸人の
心安出入仕、其内義理を知、正直成者を
近づき、政道の是非、善悪、我身の悪事
まで用捨なく言やうニ仕なすか忠信そ、
左様に諸人に謙る程汝等を八諸人敬ふ
へきそ、何程高上に拵たり共、諸人に
侈りて秀忠の縁つきは諸人うやまふ
ましきそ、高位を好む八凡夫の常なり、

爰を引さけて根入を深くせよ、根入を深くするといふ八下賤の者にへりくたるをいふ、高山の水八深谷へ落て大川となる就中汝等八慈悲深く常々善を思ふへし、但爰に心得有、何程自分ニ善成と思ふとも、天下の諸人悪成と言時八、秀忠の目かねはつれたるにて有そ、権高く威強くする時八、諸人の批判耳にいらぬ物そ、仮初ニも心にて心をためし奉公を

耳にいらぬ…耳に入らぬ

セよ、毛頭偽(いっわり飾る)かさる事なかれ、汝共か偽りハ

天下に流て、天下の災となるそ、古歌に

偽と人に八いひてありぬへし、心をとハ、いかゝ

こたへん、彼弥四郎めにこりて言そ、尤

旗本の諸侍の儀八言に不及、天下の諸大名

其末々迄も一人ニて威を振ひ、奢強もの

あらは、はやく是を取ひしき、慈悲を

万の元と定、善政を執行(とらおこな)ひ、弥天下を

穏やかに成給(な)へと申へし

古歌

偽と人に八いひて

ありぬべし

心を問ハゝいかゝ

こたへん

一 又上意に、彼弥四郎にこりて予かつかふ者八
言に不及、諸大名侈強き人又家頼(来)の者二も
一人に威をふるハセ、奢強輕薄者を愛する人八
きらい也、子細八、如斯(かく)人八天下騒動の本也、
此故にかくし目付をいひつけ、家老の上の
善悪を日々に聞するそ、家老すなをな
れ八天下なへて朴也スナラ、尤国々の主も此覚悟
たるへし、扨家老の上の目付八正直成士を
撰んで用ひ、天下のかくし目付八慈悲の政そ、

なへて〓なべて
同じ状態が広くいきわたる
さまを表す。
おしなべて

爰に八大事の心得有、佐渡・雅楽に能々
聞、兎角手前を明かにして天下の善悪八
家老共吟味し、家老の善悪八將軍自ら
吟味せらるゝか其役也、又主人の善悪は
家老共吟味し諫言を申す八定たる道
なれ共、我、弥四郎に気をのまれし時分八
清康公・廣忠公代より老功の者ともニ心底に
思ひ寄なから口をつくミ手をつかね居たる
そ、惣して主人侈強か、威高上(なる)成か、にて

佐渡〓本多佐渡守正信
雅楽〓酒井雅楽頭忠世

悪人を愛する時八一門家老を始、主の氣に
入事計を言ひ、諸士も身構をし、能侍は
押込られ、或八身を引て出す、諸人詞と
心底と相違し、彼輕薄者八おのつから
秀て時を得て其家国亡ふるものそ、彼
弥四郎めにこりて子共の上をはしめ
尤家老の事八日々夜々に聞するとまた
家老の善悪を旗本の諸士吟味し、是を
家老に告知らするか誠の道也、然共汝等

高上に構居時八諸人何事もいわぬ物そ、
諸人にしたしくして是を聞、將軍の身の
上をはしめ、汝等か身の上迄善事のさた八
聞に不及、少成共悪事の沙汰有之八早々
聞様にせよ、自分にあやまりなきとて
聞捨へからず、尤何者が言たるそ、其本を
糾すへからず、心底に納て悪事を改よ、仮
初の事成共具に聞て、入事八取用ひ、
不入事八捨よ、太公望か詞に天下の目を以て

見、天下の耳をもつて聞、天下の心を以て (おもんばか) 慮

れと言か、又大学に十手の (さす) 指 ところ十目の

見る所といへり、誠に尤の事也、主人をもたふら
かし、傍輩をたふらかせ共、なべての諸人八
たふらかされぬもの故、世上の者八遠慮
なく其誠を言そ、然時八天下を治め国を

(タモツ)

持 大将八、常々世上の批判、時の「はやり歌迄」二

心を付政道なすへし、され八信長六月二日に
討れ給ふに、京童申八、五月半に其沙汰

せしと也、明智、兼々老中共に夢計らせ
たるにてもなし、其夜家老共にも手を
ひらきたり、然共兼々かくいふ事八天道也、
隠す程能知るゝ物そ、うつけ者八悪事を
行ひて己か心にくらへ、人八しるましきと
思ひ人をあなとるそ、汝等能々心つかひなく八
世上の事こまかに八聞届間敷そ、随分早く
聞たる様成共、汝等か耳に入事八末々としれ、
尤何様の役に不立事を言たり共、むさと

けつるへからす、其和を乱すへからす、子細八、
其者の言ふに非す、天道の告也、天道より
人間の悪を改させんとて告知(つげしら)せ給ふと
思ひ心底迄恐れ誠よ、たとへ八我子に悪事
あれ八父是を打擲(ちやうちやく)して改させんとするか
ことし

一 第一八家法を能守るへし、公家武家衆
生商各其家々の所作に付て作法有り、
是を家法と言、又其内にて八此家の法有り

是を能守れと言事そ、其法を替る時は
たとへ新法に少々能事有とてても、古法を改る
上に付て八多八災ひ出来る物そ、惣して
武道有か能そ、然共代の末に成時八我家
職を取失ひ、身の程を不知物(者)の本のはつれ
を少見れ八、はや聖賢のことく我智恵を
高慢するそ、大内義隆なとか身の程を不知
して三皇五帝も我身も同事の様に
心得、武道の名利つきはて、家を亡し

三皇五帝

三皇：中国古代の伝説上の三人の
聖なる帝王。

伏羲(ふつき)・女媧(じょか)

・神農(しんのう)他諸説

五帝：中国古代の聖君五人。

黄帝・顓頊・帝嚳・帝堯・

帝舜 他諸説

身を失へり

一 用来の用、無用の用、時の用、とて三ツ用
あり、まづ用来の用と八、予、家の姓源氏八
新田・徳川・松平、家臣八奥平・水野・酒井
阿部・安藤・井伊・榊原・本多・内藤・鳥井^(尾)・大久保・
戸田・石川・土井・青山・永井、汝等其外一流々
氏有、此氏々の子共親より生れ上りたれ八
言に不及、親子劣^をらす其用を勤るを用
来用と言そ、又其子親と殊之外劣たる

とても其家を立置を不用の用と八言、
縦八其子うつけにて何の用にもたゞさる
とても其家の名、外ニ求る事ならず、信
玄八功なき時八名を取と言へり、又其かし
こからさる者の子に能者生れたる時八我家
の宝と成そ、其家をナイガシロ調ニにして八末子に
能者出来ても俄に取定かたきものそ、
然共、其者共能人を不持は其家を立(たち)て
も不立ものそ、汝等其外、予力家の侍とも

其子の賢と愚かと知れかたき事をはかり
て、身に過る能家頼(来)を持て、主に忠をせんと
ならハ、能人を持より外別条なきそ、不用
の用なけれハ、家ハたゝぬ物そ、儲又時用の
用とハ、用來の内に其執事にすへき、能
人なき時は、汝等かことくうつけれ居たる
者をすぐり出し用を言そ、其すぐり出され
て主君に用らるゝ者ハ、我心に高慢せず
人を非ニ見す、一人にて威をふるハ(振るわず)す、能事を

うつけ〓空く、虚く

すぐり出す〓選び出す

仲間にゆつり、末代を考へ、偽り(かたぎ) 饒(かたぎ) を嫌ひ
 諸人をむらなく愛する事 寔(まこと) の道なり、
 又一国一郡の家老も此心得なく我威を振ふ
 者八、主人の大敵、不忠の至極也、され八將軍の
 竹千代方に雅楽(うた) を後見(ごけん) にそなえ、大炊(おおい) を
 諫言の臣と成し、伯耆(ほうぎ) を守りに付らるへき
 との事、尤至極の儀也、誠に雅楽か仁、大炊か
 知、伯耆か勇、此三徳有者を以て扶けたら八
 竹千代は明將軍たるへきそ、惣して子共に

雅楽…酒井忠世
 大炊…土井利勝
 伯耆…青山忠俊

附る家老八かねて其人を吟味し、我身
同前の者を附たるかよし、縦明日ニも竹千代方に
汝等附らるゝ共心得有事也、物(ものごと)毎を秀忠の
やうに守立へきと思ふへからず、惣して人に
大根有(おおね)、先慈悲を万の元に定む、若無慈悲
成事、偽りかましき事、少ニても有之は
随分諫言をせよ、其外の事八面々の
生れ付さまくゝに替り、得手不得手、数寄
不数寄有そ、上戸下戸分別せよ、かくは予か

数寄不数寄(すぎぶすぎ)

生れ付にもいと見苦敷事数八知れかたき
 そ、され八其子のすかさる事を我すきたる
 とて、頻りに勤よといひてもならぬものそ、
 唯其大根を僉議し、余り大事なき事八
 大形にしたるかよし、夢窓の歌に、心たに
 我まゝならぬ世中に人のそむく八とか
 ならハこそ、我心面(いつ)に出る物ならハいか
 すがたの見にくからまし、とよめるハ尤
 にてハなきか、とて御笑被遊、返すくも

・夢想疎石

・心だに我まゝならぬ世中に

人のそむく八とがならハこそ

・我心面(いつ)に出る物ならハいか
すがたの見にくからまし

竹千代方八、雅楽・大炊・伯耆三人に任せられ可然そ、され八予、岡崎の三郎に人を附ぬれ八、大賀め様々其守共か非を揚、かれを附、是を附、家老共を一へん附つゝ後に八己と家老となり上、ミぬ鷲のふるまひをなさんと思ひ、又躰により三郎若き者なれ八、亡して我家をうは八んと謀ぬれ共、人心木石ならず、人に八微妙明德の心これ有によつて、後ニ八弥四郎めを

一へん=いっぺん(一度)

諸人ませず、己か悪八広大成により、内々のお

おもん計_〓慮

もん計相違して、無是非勝頼へ内通せし

そ、大将たる者、專要に可(聞き知るべき事)聞知事八諸人の

批判そ、子細八、諸人の身体ニ八大小あれ共

忠信に替りは無ものそ、諸人に物をいハセ

能ことを聞用るか能智恵そ、其上主の威

計にて、諸人伏かゝむ臣八用に不立そ、かゞ

ます(ま
ず)共心ニて敬まひしたふ臣八良臣そ、

主の心に叶ひたるとても諸人にうとまるゝハ

良臣にあらず

一 愚か成者ハ、子供のかたき行跡何事も
我心の様にしなすへきと心得ぬるに依て
思ふ様になけれハ、必父子の中滞り家の
災と成物そ、武田信虎と晴信と義信と
にて考へ見よ、一寸先を不知、我思ひ入たる
事ハ一へんに能と心得、人をむらくに
つかふにより、其家次第に人すくなく
成て家亡ふるそ、主も臣も百年を知れ、

是を不動して親頻りに威を立、子(ないがしろ)蔑にし

我に合口の者一兩人計、威を振ひ傍輩を

蔑にする時八、(たとえ)譬金言名句を間に言出しても

其百年の跡八仕置乱て家の滅亡と成そ、

一人にて威を振ふ者八、何程発明成共心底八

うつけか、又時節を見合主の家をう八ひ

取へき下心そ、子細八、誠の知恵忠信有者八

主の威と自分の知恵とを合せ、依怙鼻眞

なく正直の道を行ふ故、家中の諸人

眞実に思ひ付、國中是をしたふ者そ、又
何ほと口ニて八善を尽しても、心に邪悪
有者^二八、諸人思ひ付ぬ物そ、大将たらん者の
能々可聞処也、出頭家老の邪悪成事は
中々実に聞出しにくきそ、弥四郎事も
彼か亡て後に、実八聞たるそ、将軍事を
初め臣下諸侍、尤汝か身の上の事迄世上
の沙汰を能々聞て、秀忠の批判悪敷を八
急度諫よ、汝か身の上悪敷沙汰あらは、

則^即刻其行ひを改めよ、俛人の上悪敷
 沙汰有ら八、其縁を以てひそかに異見せよ、
 是將軍の為なり、我に非なきとて諸人の
 沙汰を取上さる八我慢邪智そ、子細は、
 諸人の口に八かたれぬそ、諸人の(そしり) 謗を聞て
 我行ひを改めよ、天に順ふといふそ、たゞ
 末代を積モれ、是を積すして一人二人ニて
 威をふるふ八悪敷そ、いかに親の氣に入たる
 とて、子の氣に入者多きそ、父子の氣に

我慢二仏語
 我(が)をよりどころとして
 心が高慢であること。

入八まれ也、人王百余代に及ふ中に武内大臣の外数代の大臣なし、此臣八、人王十二代景行天皇より同十七代仁徳天皇迄六代の朝(ちょう)に仕へ、二百四十余年棟梁の臣也、此武内は我朝大臣の初り也、筑紫の熊襲、東国の蝦夷を討、日本を大平となし、又三韓退治し、又八幡太神の御即位も此大臣の功なり、又異国より日本を攻んとて、数万人の人数渡しけれ共、武内大臣九州に在て

武内大臣：武内宿祢(たけしうちのすく

ね)又は建内宿祢

『古事記』『日本書紀』に見える大臣(おおかみ)を出した葛城・平群・巨勢・蘇我の四氏をはじめ、二十八氏の祖先とされる伝承的人物。

八幡太神の御即位：応神天皇のこと。

是を退け給へり、年二百六十歳にして

薨せらる、今の筑後国高良大明神是也、

薨（こう又はみうせる）

上代を請けて末代の政道をなし給へと申へし、され八予岡崎一城の主たる時八、近所の城々に用心をせしそ、三州一国の主と成りて近国の用心せしそ、関八州の主と成て八東海・東山・北陸道の治乱を考へたるそ、今又天下の主と成りて八、日本国能治平したる故、諸異国の事を聞するそ、今八

異国も大平なるにより、弥日本を治るまでなり

(もし)

若 異国乱るゝと聞は日本の主、心得有へき

事そ、誠に武内大臣八数代忠信の良臣、政

務の棟梁、片時も大内をは(離る)なるへき大臣なら

大内は皇居の異称。内裏。宮中。大内を離れるべき大臣ではないけれど

され共九州に居住し、異国を押へられたる

そ、秀吉、朝鮮征伐の時、牧司釜山浦に在也、

牧司…(朝鮮の地方長官) 徐禮元

小栗を手いたくあて八、六ヶ鋪(むつかし)かるへきそ、此心を

ふまへて異国乱ると聞へ八、武道の達人を撰

むて、九州に置いて異国を押へさせよ、武道八兼而

の覺悟に依て勝負ハあるそ、子細ハ、女人を
夜、人遠き処へ遣し、其処にゆかたなと着セ
たる人を置おひやかし候へは、絶入するもの也、
此女人、主人の法度なと背き忍ひぬる時ハ
深山ニ独行ても何共なく、結句人遠きを
悦ふそ、是かねてより覺悟セさると覺悟
したるとの違ひ也、又土龍(ちむね)と言生物、土中ニ
のミ在て明りを不知ゆへ、不図(ふと)土中ちち方ほり
出されて驚き死るを、世の人日輪是を

蹴殺し給ふと言ハ（僻事）ひか言也、日月に何そ悪
心有へき、善悪ハ皆手前の覚悟にあるそ、
然共無知成者八大平の時ハ乱を忘れ、家
を亡し身を失ふそ、異国乱るゝ時に
日本油断するハ、今川氏真、茶湯（痴れ）としれ
無智成者ハ利発たてして一寸先をしらす、
夏あつけれハ、冬の寒きを考へぬそ、末
代を考へ奢を断へし、されハ石田心底ニ
大逆をふくミ、主をたふらかし、天下の事

痴れ＝おろかなこと。
ばかなこと。
茶の湯に夢中になる

大小となく己か心に任せ、主の用にも立天下の

宝と成者八大小となくさゝへ、主の前を遠さけ

或八身体滅亡させ、邪欲ふかき者を崇敬

し、主の前能取(とりなし)成立身させ、諸役人・諸

奉行、縦八千貫目つかえ八、五十貫めを其

奉行に算用の上にてあたへし程に邪(よこしまなる)成

者八、石田八能天下の執事とて誉る、誠有て

末代を考ゆる者八、眉をひそめたり、或時郡と

いふ者に秀吉の銀子六・七枚ほと利潤にせよ

さゝへ〓ささえ口・支言・中傷

と言、彼郡迷惑に思ひぬれ共、いなといへは
身の上たちまち滅亡するゆへ、石田ニ八一礼して
其銀子を不取、天下の蔵に納め、其身は
当分虚病を構へ引込、其奉行役を揚
たり、天道を恐るゆへか、天道のめくミ有りて
後ニ八旗本七組の頭と成しか、はたして
大坂落城の時分、千畳敷にて諸人に
勝れ、一番にけんこに腹を切たり、心有者八
鎌倉の安藤、大坂の郡、と沙汰せしそ、

けんこ(堅固) 〓 意思が堅く頑強なさ

ま。
「堅固な決意」

忠義ふかく志有勇士は常の覚悟格別
そ、かやうの者のうつもれさるやうに心
かけよ、石田かねさし八、主の代をう八はん
とのミ思ひし故、己か分限より侈強くて
己か身にしきりに威を付しそ、又金銀
米銭の事八、天下国家の主、無理に始末
せよといふにあらず、又あたゆ(与ゆ)へき道なき
に、むさと金銀を費やす時八、功有者を賞
すへき財なし、善悪等しき時八功臣

石田かねさし八…
石田が目指す八の意カ

あたゆへき…与えるべき

倦^(うむ)と言ひ、其功もなく、其値もなきに猥りに

倦む＝あきれて疲れる。

禄をあたへ、金銀をあたゆれ八、功有者に
禄をあたへてもあれ^(てい)躰の者さへ如此なれ八
珍らしからずと思ひ悦八ぬ物そ、又天
下の大宝と言八、日本能大将の有時は
たとへ異国^方日本を攻る共、武勇を振ひ
たやすく退治する八天下の大宝也、既に
日本^方異国を賣つれ八、又異国^方日本
をせめましきと思ふは愚か也、又家の

大宝、諸士武道を不忘、節儀をたゞしく
忠信ふかくして、ついやうけいはく
の風俗なきハ、国家の栄ゆへき前表ニて
家の大宝なり、又汝か心得ニは、埋れ居たる
身をか様に取り立給ふ上ハ、其報恩にハ
只自分の侈を断へきと思へ、返すくも
邪なきようニつゝしめ、一言をも能々
考へて言へ、汝か一言の善悪ハ秀忠の善
悪そ、予か見すてさる者に奢者有、予

ついやう…ついで(し腕)やう
追従ニこびへつらふことぞ。

色々異見下知すれ共不聞、此上ハ無力
多分自ら滅へきと思ふそ、不便成事也、
汝、必侈心少ニてもあらハ大不忠と心得
身を引さけ、諸人にしたしくして
忠信を尽せ、又旗本の善悪ハ天下の
治乱にかゝるそ、政道正敷時ハ天下の武士
敬ひ、尊ミ、邪成時ハたちまち敵と成ハ
古今のためし、天道の常也、扨又大賀
こときの侈者をハ早々亡すへし、たとへハ

かたつり
片寄り

大木の枝四方ニ付かたつりなき時ハ、其木
次第に栄るそ、一方計枝栄つり合なき
時は、此木枝に引れ折たをるゝことく、国
家も一人ニて威をふるひ奢時ハ、其家必滅
亡するそ、此木の一方の枝を切て、本木を
たすくことくに奢者を去て、天下を
治め給へと申へし、旗本の諸大名共に
親奢ハ隠居させ、長子侈ハ次男三男
其外一家の中に其家おさむへき

器量の者に家をつかせよ、是天道に
したかふ也、又国持大名の家老出頭の
者、侈りつよく一人二人ニて威をふるは
是又主人内通して取ひしくへし、
主人異儀に及ハ、主人共に改易せよ、
若異儀に及ハ、たちまち討取へし、又
何の罪もなきに我威勢にまかせ、侍を
亡し、我か一門家臣にあたゆる事なかれ、
罪なき者をあやまりなきを討時ハ、天道に

背き天罰有ものそ、何の罪もなき家に
男子無之八女子に結て其家を立よ、是
則天下を治る役也、其子細八、譬ひ其時の
家をつく侍こそ功なく、又八愚か成とて
も、其先祖八天下へ忠有家なれ八、先祖の
忠に対し、其家を立る八厚き道なり、
然者彼の亡魂遊魄(ゆはく)も悦こはしかるへきに、
我も人も骨をくたき忠節を尽す八、第一
主君のため、且八子孫の為也、其子孫を

憐む八其先祖の勲功を感じる故也、又
忠信と八此松平家への忠信の事計に
なし、天道への忠信也、我も天道への忠信
の者成故、今天下の執柄(しつべい)を天道より預け
給へり、政道若し邪路に変する時八
天より執柄を忽ち取揚給ふそ、天下の
治乱八唯將軍の寸心の内に有そ、此心
を能々守り給へと申へし、誠に天下八
天下の天下也、国八国の国、家八家の家な

執柄(しつべい) = 政治の権力をにぎ
ること。

寸心 = 自分のところざしをへりくだ
つていう語。

れは、越^(来)方行末を思ひ新法を立、家を新敷する事なかれ、無調法たりとも予か立置たる家法を失ひ給ふへからず、と申へし、予も昔時を考へ、就中、清康公・廣忠公の召仕れし老功の武士の諫言を請て立し政道なり、古き家と言ハ其家々の先祖の仕置を其通ニて守り、旧功の臣を育て置を家古きと言そ、其家代々

何ほと久敷伝りたり共、家法をかへ、
 旧臣なき時八、是新敷家の悪敷もの也、
 譬へは、正宗の刀を五郎入道か作りたる
 分二而能とか（研）かせさ（鑄）ひさるやうに嗜む時は
 正宗ニて名作也、然を此刀の持主か乱れ
 刃か数寄成とて、直（すぐなる）成刃を乱に直し、
 又乱を直になをし、直をのたれとし、
 一代く（に）に焼なをす時八、地かね八五郎
 入道正宗か（鍛）きたいたるかねなれとも如此

乱れ刃〓乱れ焼
 刀剣の焼き刃の文様の一つ。
 乱れうねった形状の刃文。

のたれ〓のたれ刃（湾刃）
 波のうねるような刃文。

きたいたる〓きた（鍛）えるたる

焼直して八ほかし物とて、何の役ニも
不立して釘にもならぬそ、此ほかし
物上り八只今打つ新作か用に立、孝の
道ならハ、親か太刀を赤かね拵にして
渡したるを、其子銀にて拵へ、又其子は
金にて拵ル、其子八細工人の吟味して
拵、如此付かねの金銀の替れ共、太刀を
秘蔵し、拵やうも先祖の法式に従ふ
へし、其ことく先祖の家法を背か

すして其家を治る事、孝行の第一也、其家を継なから先祖の家法を不守八不孝の至極也、其罪のがれかたくして必家を破り、身を失ふ物そ、惣して明君良将と言ハ、万人のなす所の能事を取用ひて其政道を行ひ、天下を治るそ、頼朝、奥州の泰衡を討て其跡の仕置せられしに、先年秀衡仕置のことくとくにと書て、所々に立られし

ゆへ、奥州たちまち治りたりと言、その
高札、奥州に八まれニ八有之、予も見たり
しか、右のことく書て奥に頼朝の判有之そ
一返すくも汝等諸人の夫々得たる所の能を
取用へし、また家老の中むつましから
さるハ、木曾山の檜木すり合て火をもみ
出し、大山を焼亡すことくに威を諍ひて
必主の家を亡すものそ、爰を勘へ、汝等か
威をひ（引き具して）きくして、諸人に睦ましく忠信を

つくすへし、是を聞ても面々の威をたて八、
將軍の為、汝等八強敵そ、しきりに威を好む
者八主をたふらかし、傍輩をたらすものそ
細川武蔵入道頼之が行跡を伝聞、忠信と
武法を能知れ

たらす(誑す) || 誘惑する。

一 又上意に、汝等能可心得事八、旗本・大小の侍・
天下の諸大名、或八陪者迄其氏々を糺し
聞、当分其者不仕合成共昔を思ひ出て
詞をかけよ、汝等万民を親の子を愛する

ことくにせよ、如此する時八人また汝等を親
のことくに思ふ物そ、其上ニてもし悪逆
無道の様あら八忽亡し給へと申へし、

是天下を治るの第一の道也、子細八、小火八

つは(唾)きにても消(きえる)そ、大火八、水ニても鎮かたきそ、

眼前の事なれ八、かやうの事ニて国家の

治乱をはかるへし、悪の長せさるさきに早く

ふ(防)せき去へし、少も油断する事なかれ、

又彼弥四郎め、予か心に叶ひたる事無類

なり、掛引誠に不思儀成者也、予か心の中に入たるよりも予か心を知り、諫言の事も予か思ひ寄なき事を言たり、然共、奢強き事、己か知恵分限より以之外過分也、と言事を予^(ゆめ)努^(ゆめ)々不知して危事ニ逢たり、末代ニも、主君たる者の心付へき処也、無二の合口の者をつかふ時ハ、唐の玄宗の楊貴妃を考へ給へと申へし、弥四郎侈強ハ予か事を真実に不思ゆへ也、只是

己か為計思ひし故、色々のはかり事を
めくらしたり、末代とても如此の者八天下
国家の災ひ也と知りて、侈強からさる
前に早取ひしくへし、又汝能心得よ、
彼弥四郎をつかひし時、清康公、召仕れし
家老共有、然るに功にも不立事なから、
一兩度も老功の者共の言し事を不用
して、あなかち弥四郎か言し計にても
なく、小事の不苦儀と思ひ、言合候事を

かへ候得は、夫より家老共、我に遠慮出来たり、仮初にも家老共の言事を尤と請て後変改するハ悪きそ、縦月見花見の会たりとも、始に同心して変改すへからず、若後に言ひし事勝れて能事ならハ、初め言ひし家老をよせ、僉議させよ、前後をくらべまさりたる方に一味同心するやうに被仕候へと申へし

一 抑、主に諫言にも段々有そ、己か身の飾りに

言ひ、己か威を強く仕なす者八、十八十、百人八
百人共に悪逆そ、主人たる者の専要に
勘へき事也、是を大方ニ吟味する故、家を
破り身を失ふそ、就中、汝なと八天下の
大事ニ成かやうの事を、天下八言に不及
異国の事迄も聞立よ、善悪共に大に
成て八誰も知事也、少の内に聞事専要也、
又汝等を始め家老の上の事にかくし
目付を言付、日々夜々に聞、若無道成事

有時ハ異見下知有へし、定而將軍も
此分ニ心得らるゝにて可有、との上意成し
時、主計頭申上るハ、上意のことく私式の
者迄も左様に被仰付候、御目付衆ハ誰共
不存候と申上げれハ、又上意に、惣して
主の為を深くなけく者ハ、身を忘れ
忠信にのミ心を入、物毎油断なき物そ、
身をかさり、威をふるひ、知行を望む
心にても有之は忠信にてなし、源義経

私式の者〓私のような者

の郎等八一騎当千の者共、義経の情を勸し
義経所領なけれ共、面々食を求め、主を
養ひ、身命を抛ナゲウツたり、予か家ニも是に
似たる事有、成瀬隼人など八鈴木か心を
写したるそ、又隠し目付を言付るとて
家老共を無心元思ひての事ニて八なきそ、
其故八、我家を頼程ニて無心元可思事
なし、無心元思ふ程なれ八、家老とせず、
家老も又主君の家を愚かに思ふて八

無「心元」ニ「こころもとなく

家老と言かたし、家に随ふて栄へ、家に
したかふて亡ひ、其家の為ニ八身命
を惜む事なく、親の子をそたつる
ことく諸人を憐ミ、家を歎を以て家老
といふそ、親八子の正敷すくやか成を好む
ものそ、家老の家を思ふも此心そ、主の
事を子にたくらふる八かるきやうなれ共、
親の子を思ふほと眞実成事なし、又
我子を捨て、他人の子を愛する者八有まし

我子に万能を教るに、諸人に心入をなすへし
夫々に得たる処の能を取用て、捨事なかれ、
たゞ我身の六根手足をつかふ心(を)おもつて
人をとれ、目八目の用有、耳鼻八耳鼻の
用有、譬へ八同じ鳥なれ共鷹八空を飛
能有、鵜八水に入て用有、面々の得物あれ八、
一人に何事もそなわらむ事を求むへからず
一 甲州の勝頼、信玄の代を継て、其砌の合戦に
武道達者の家老共、末の考へふかくして

申す諫言を不用して、無分別第一の跡部・長坂、一寸先を不知、諫めを用ひ戦て利を得、いよ／＼彼等か諫計を用、老功の家老の諫言を不用、忽国を失ひ身亡たり、武功の家老八時の合戦の勝負八大方にはかり、以来、家の成行を能考へ諫けれ共、勝頼一へんにして愚か成故、家老の智謀も不用、忠信むなしく成て家老悉く打死して、家終に亡たり、又関白秀次、木村か

大坂の城方水指のふたを取参よし申二付
て、是を賞翫して秀吉の大恩を忘れ
忽亡られたり、必武道不案内成者八無分
別にして先を不知、物毎俄に行当り
(臆)

病也、臆病成成者八かさつにて奢つよし、
奢強き者八依怙ひいき有、如此の者八一門
家臣を始め大身成者程頼ミにならず、
か様成者八身の程を不知、天の時をも不考
一村知行すれは天下をも望るゝ様に

心得、敵の大小強弱をも不弁、無分別にして
天下の騷動を(なす)成物そ、是武道不案内の故也、
武道に不案内なれば、必私欲深く(なる)成物
なり、私欲深く成時ハ、国民つかれ亡国と
成そ、武道の達人は、仮初にも不儀無道ハ
なきそ、子細ハ、不儀邪悪にてハ戦て忽チ
負る事を知るゆへ、道を正し仁義を守る
により、必むほん逆心もなきそ、然共右に
度々言ひ聞するかことく、手前のかねはつれ

て八他を糺す事不叶そ、只手前の慎を
第一にせよ、日本の諸大名其外末々迄も
慮外すへからず、子細八、師直(もろなお)か奢、慮外に
あきて、尊氏に恨ミなき者謀反し
石田か奢にあきて、秀吉に恨ミなき者
う(疎)とみはてたり、かやうの事を聞て
心を考へよ、第一旗本諸士、心入行儀作
法、天下の大名、心入仕置、其家々の老中
出頭人の作法を能々糺し聞へし、天下

うと見(疎み)うとんずる。
見は、みの変体力ナ

の乱の本八將軍を始老中の侈より
出来(いで)る物そ、近代、家老の侈によりて
其主君亡ひし八、上杉に菅野上原、千葉
に原、原に高木、今川に三浦、斯波に
朝倉、三好に松長、大内に陶、赤松に
浮田、浮田に長船、武田に跡部・長坂、其外
此類多し、爰を以国々の事を能聞、侈ル
臣下を長せさる前に、取ひしき給へと
申へし

一 又上意に、竹千代（国）にくになとに附らるゝ
人を能々吟味仕られ候様に申へし、
父子の間の滞八皆家人より起る也、扨、子
共の智恵をはかる八、我が若年の時分と思ひ
合たるかよし、予、三郎を片時も早く成人
させ、一方の大将となし、少もはやく手も
広がる様と思ひ、かれか年の考へ八せず
して智恵のつかぬとの三思ひ、（三三）爰か不足
かしこか不足と思ひ、付置者共に此事を

竹千代：後の徳川家光
くに：竹千代の弟 国松（忠長）

させぬるハあやまり、此諫を申さぬハ越度也、
とて少の事をもきひしく言し故、三郎に
附奉公勤る者共ハ改易なと申付る様に
諸人心得悲しミたると也、嫡子に奉公仕候へと
申付る時ハ、人々いさミ進悦候て言そ、其
子も繁昌し其家も盛んに成へきに、
三郎に附し奉公人の覚悟の様にては
繁昌すへきやうなし、子共に附る奉公
人ハ、親のつかふ者よりも威勢あるか能也、

子細八、春日大明神八藤原の元祖なり、
此故に春日の御祭りに近衛殿の盃を
春日の明神にまいらせるゝ、然に尊氏の
末、公家武家共に衰微せり、此時近衛殿
手前の盃を上る八上代の事也、今末世の
私盃上申事いかゝ成、とて別の土器を神
前に備に御酒をつき候へは、其土器則
われたりけれ八、近衛殿、世八末世成と
いへとも日月八地に不落、と八此事成とて

末世の私
近衛家この頃衰微していたので
へりくだって言った事と理解す
る。

涙をこぼされたりと也、是ハ春日の明神
其子孫に威有様ニとの神慮也、予、三郎に
こりてかく言そ、此事委(くわし)く秀忠に
申へし、子共養育の事ハ唯家人に
有そ、附置人を吟味仕、我つかふ者より
一入憐愍被仕候へと申へし、尤汝等も左様に
心得、若き者共にもいひ聞せよ、父子の
中睦ましからさるハ、人倫第一のひひか僻
言也、大小上下共に此上の大事ハなきそ、

され八三郎に附置者共、家老を初めとして
安堵の心なく、若殿様の御召上に応し申
時八、大殿様の御前悪敷とて心入深く奉公
せず、そもや三郎か気に入たる者を予にくむ
へき道なし、是只弥四郎めが故也、親子の
間八隔てなく、悪事あらは面談にて密々
に異見せよ、親子の間をきつとして
家老共計に異見さする八悪敷そ、父子
睦ましからされ八諸人疑ふそ、うたかへ八

そもや…接続語「そも」に感動を示す
助詞「や」のついたもの。
下に疑問や否定の語を伴っ
て用い、その疑問や否定を
強める。
いったいまあ。
いったいせんたい。

讒言も起る物そ、此故に三郎八悪しき
人計を撰ミ附らるゝと思ひ、互の心行違そ、
然者家人として八何様身命をくたき奉
公すへきと思ひ入てさへ、主の心に八叶ひ
かたきに、いはんや主の心に叶ふを迷惑に
思ふて八何能事の有へきや、如此の里(理)を見合
悪逆無道の弥四郎め予か前にて八若殿様
御不覚悟何共笑止千万に奉存候といひ、或
時八御守何某不覚悟也、又八是八若殿は

能候得共何某が所為と言ひける故、三郎か
召仕者共、大小上下共に身をいたき、只一日

いたき…い抱き

暮しの覚悟也、又弥四郎め三郎か前ニて八
大殿様は左様に御行儀の事もきひしく

不被仰候へとも、御守共(おもり)か分別たてにて、如斯

分別だてに「物事をわきまえてこと
さらにそのような様子
をする。」

申上候と言ひ、右に予か吟味を以如斯仕候へと
申付候事を、己も尤と言なから却而三郎へ八

「隠し立て」「かばいだ
て」「等々の「…だて」

守共の仕業と言ひ聞するにより、三郎も
弥四郎めかまいすと八不知して、只守共か

まいす(売僧・売子)「人をだました
り、嘘をついたりする者

不入事(いらざる事)をいふと思ひ承引せず、又守共、如此
諫め候ても、水に絵を書と申ことく無是非
御不覚悟成そ、あきれ八て迷惑仕けれ共、
弥四郎か前にて八是も大事なし、かれも
苦しからぬ御事也とて、秀次か申せしことく
悪事の例を引ていひ聞せたり、それ
のミならず、弥四郎か奢悪心に思れ(すべて)惣
家中の者とも大小上下共に身をいたき、
ゆるやかなる心少もなく、氣遣深く人の心

替り入如に成て家中穩かならず、此時
不慮の事あら八家の滅亡ならん、とて
清康公のの老功の者共も眉をひそめ居
たりと也、此事も弥四郎亡ひて後に
こまかに聞て誠に後悔千万、只今も其事
を思ひ出せ八、惣身より汗出るそ、何ほと
才覚ありて氣に入たる者也共、侈者手く
るウ者を左様にし給ふへからず、と申へし、
忠信深く智恵有者八すこしも不侈

手くろつ者〃手くろ者
他人をだます駆け引きに長じ
た人。
他人の目をごまかすにせ者。

ものそ、彼弥四郎め若キ者をそゝのかし
無是非次第、予一世の間忘るゝ隙なし、
との上意にて、御涙を流し給へ八、主計頭
も御愁腸の御様体を伺ひ奉り、御理(ことわり)至極に
奉存、ひそかに袖をぬらしたり

一 又上意に、報応と八善悪の行ひによりて
吉凶のむくひ有をいふ、人あしかれと思ふ
者ハ必其報にて我身悪敷也、又汝なと
かやうに主の心に叶ひたる者、主の威勢

をかり人に慮外をする時ハ、汝等か眼前ニ而ハ
主の威強き故伏かゝめ共、かけにてハ必うとむ（疎む）
そ、諸人疎ときハ忽に天道に放れ終に
身を失ふそ、又諸将一寸先を不知に、家頼（来）
をいたため民を苦しめ、私欲ふかき時ハ其報ひ
にて家を亡し、身を失ひ、一門一時に滅亡
するそ、されは人王二十九代宣化天皇の
御（みことの）勅りに、食ハ天下の本也、黄金万貫有て
も飢を療すへからず、白玉千箱有共何そ

能冷をすく八んや、とて大臣に命して
国々に御倉を糧(に)をつミ貯へ、縦へ不慮の事
有共人民の命をすくふへきとの御心也、
人を利するもの八天是に幸ひし、人を
害する者八天是に禍ひするといふそ、
是天の報也、又春秋といふ書に、国家の
政道すなをなる時八日蝕月蝕のいろ
うすく、政道あしく人民苦しむ時八
蝕の色黒きと有そ、扨又当家へ対し

て八縦少々無礼慮外有共是をとかむる事
なかれ、害にならぬ事そ、只大小上下共に
家人を苦しめ、民のかん苦を不知、私欲
有侍八、天道に背て天道の大敵そ、必是を
取ひしくへし、凡人八万物の靈とて万物
すくれたる生ものにて皆天道の子也、然時八
我子を悪しくせられて、其親其者を
何そよくせんや、故に天の子をいたむる者を
は天道必是をにくミ亡し給ふ也、誠に

人間の貴賤（貧福）ひんふくの替りハあれと、生
 れくる身ハかわりなき、人か人をいたむる
 人をは、必天道いため給ふと知へし、然共
 侈強きうつけ者は人間の本来を不知
 ゆへ、大身高位に計智恵分別有様に心得、
 同じ人間を虫のやうに思ふにより必家を
 破るものぞ、扨又子共育やうハ、武士ハ武士
 を付たるか能そ、上杉（憲カ）則政の龍王か事を
 定て聞及たるらん、如此の覚悟以之外

育やうハ…育様ハ
 〓育て方は

龍王…上杉憲政の嫡男で竜若丸の
 ことカ。
 北条氏康に首をはねられた。

悪敷そ、子を育に八、忘れても柔弱に
馴、又血氣の小勇をこの（好まざる）まさる様にすへし
人の基八慈悲也、慈悲有者八当分悪敷事
有ても必要なる物そ、無慈悲成者八人に
成事なし、秀次などの様に無慈悲に
して八人に成かたき物そ、只父子の中八
睦ましくしてかさる事なかれ、家人忠信
たてにて父子の中をそこのふ物そ、何事も
具に聞て心底に納、思案工夫して

其上にて異見を加へ給へと申へし、子共に
あら異見して、其子世を捨て身を失ひ
し事多そ、人の父の遠慮可有事也、又汝か
心底に可納事ハ、彼弥四郎も初ハ謀反逆
心の事ハ少しも思ハされ共、己か智恵浅き
ゆへ人をうつつけと見、様々の事をたくみ
侈て、家中こそ（こぞって）つてうとむ事を聞て
止事を不得して敵に内通セし也、是忠
信なきゆへ也、汝忠信深く奉公を勤よ、

あら異見||雑な異見

人にも身にも去へき物ハ奢そ、
雅楽・大炊処(酒井)
へ出入して万事を習ひ勤よ

一 又上意に、大炊若き時分、予或侍に役儀を
可申付とおもひ、彼者ハ何様の人柄かと尋
けれハ、大炊申ニハ、此者私処へ終に不参候故
不存と申ニ付、扨々汝ハ左様の者ニて可有とハ
不知して、予か口まねをさせけるそ、子細は、
彼等ハ余り人の知ましき身上の者ニても
なけれハ、汝か処へ出入不仕とて不存と可申

道なし、人の善悪を糺し、能者のうつもれ
す、悪敷者に事を司とらせさるやうにし、
尤予に非有時ハ諫言を申役なるに、
さてく心得ぬ事を申物哉、汝か処へ出入
仕者計の善悪を能しり、其他を不知時ハ
汝か所へ出入仕ものゝ内に能人有を撰ミ役に
かけ立身させは、家中こそつて大炊所へ
出入する者ハ善悪共に立身するやうに
取さた仕らハ、彼慾ふかきむさほりもの

縁を求めて汝か処へ出入すへし、尤何程
出入仕たり共、うしろ闇く悪敷者を能と
申、自分の威をふるふへきと八おも八し、
主をうしろにして八天はつ有、
夫^(それ)を不知
汝にて八是なし、然共予か家ニも彼弥四郎
あれ八、さやうの者同前に諸人、汝をも
思ふ時八予か目かねも違ひ、汝も悪名をえん^(得ん)
そ、惣して武勇智謀も有て、主の用に
可立と思ふ者八、軽薄をなし不儀成事

にて立身すへきと八思八ぬ物そ、さやう
の者八 縦(たとい) 汝に無礼をする共汝か方より
手を入、念頃にすへし、是を忠信の家老
といふ、人の元気衰ぬれ八、死することく
に家も元気おとろへぬれ八滅亡するそ、
家の盛に成と言八、諸人主の為に身の程
をも忘れ、諸士の風俗・義理に強く柔弱
卑劣ならず、(くちがし) 諂(くちがし) の心なく忠信をはけ
みつよけれ八、奉行頭人にも 間(あいだ) に慮外も

有物そ、惣して人若き時八血氣強故物に
屈せず、人に無礼も有物也、家衰へぬる時は
縦八台所ニて成共食仕不飢か能と思ひ、鼻は
曲りても息さへ出(いづれ)はと思ふ様に侍の風俗
衰ぬるにより、彼弥四郎こときの侈者
弥諸侍の頭を押ゆる故必家滅亡する
物そ、弥四郎奢つよくて予か家の大成
災にならんとせしか共、予か家武道盛ん
なる故運ひらきたり、惣し而家盛成時は

諸人銘々八家職を勤め、身の程を知、武士八武道の外他事なく、義理のせんさく深くかさり、へつらい事なく心底と詞と二ツなく、童子の父母にあへるかことくに主人家老にしたしめ、主人、家老八子とひとしく愛するを名君良臣と言そ、此心八主八父に同じ、家老八母に同じと心得よ又家を(衰)とろゆる時八、武道絶て柔弱非礼の奢者出て権柄を取ゆへ、万事己か心に

たくらへ武士の役儀を忘れ、武道のはけ
み有者八当風に不合時しらぬかたくな者也、
とて人外の様に取り成しをしちゝめ、あらき
息をもつく事不成様になるは是家の
衰へなり、子細八、家職の外の事こそ、すきも
きらひも、折も、時もあれ、家職と言八人間八
米を食し、鷹八肉をくらふことく、武家八
治国ニも乱国ニも武道に怠る事なかれ、
武道といふ八、命を的にかけ、義理を勤る

当風に不合時しらぬかたくな者：
時代遅れの頑固者と決めつけら
れるので身くを小さくして。

事を第一とするなれハ、大方ニしめてハ
諸士命を的に懸ぬ物そ、命程大切成物
又何か有哉、当座に死するハ安く、なからへ
て謀をめぐらすハかたし、と言ハ、天下にも
すくなき武將の上の事也、先命捨かた
きなるそ、能考よ、此身にたくらへて、天下の
政道をせよ、たとへハ此一身を国と心得、心を
大将とし、其外耳鼻目口手足を諸將・
諸士・諸人としれ、見る事ニハ目、聞事ニハ

耳、かぐ事ニは鼻、味ニハ舌、行ニハ足、うつニハ
手、とるニハ指也、然をくらき時ハ、目ハ役ニたゝす
耳よし、行時ハ手ハいらす、座する時は
足ハ不入とて、誰か是をすてんや、武家ハ
治乱共に武道を不捨して用るハ此心そ、
此理を不知して武家に武道を愚かに
すれハ、天下ミたるゝそ、然時ハ又別の武
道の達人に天道を天下国家の執柄を
あたへ給ふ故、乱たる家ハ亡ふるそ、尤国々

所々の將、武道を(おろそか)疎にして、私欲深くして
民を苦しむる事の有之ハ、是をいまし
むるか天下を知る役也、されハ人老ぬれハ
色もうるハしからず、力おち、腰かゝミ、心も
よわり、目うすきゆへ、礼すへきものを
礼せず、礼すましき者ニハ礼するやうに
成そ、其ことく家も老となれハ、主君の
用ニも可立善人をハ捨置、悪人をは敬ふ
物そ、家老ハ家の年よらすにいつ迄も

盛ん成やうにするかよし、然共治平の
末に其家破れんとてハ、今川の三浦
右衛門(等)なとか様成者出て奢ぬれハ、家を
とろへ諸人の勇氣ぬけ、右衛門こときの者
にもひれふしけれハ、家能治りたりとて
己か手柄のやうに思ふそ、臆病者ハ武道
を嫌ひ、軍役の勤も不知して、泰平く
と計いひ、自分の家に口にて武威を付、
女童のかみ鳴の時桑原くといひ、地(震)農

する時、万歳楽と言に似たり、是にて
万事を心得よ、汝なとに對しても
すくれて（慇懃）ぬんきん（過ぎ）すき、是八一言をも
いふへき事を汝か詞にまかせ、付やりに
するならハ、其者ハけいはく者か、又左様
の者多ハ当家うんの末かと心を付よ、
老人の身に薬を用ひ灸をすへ、若キ
子を名代に出すことくに心得、武道の
おとろへさるやうに覚悟第一也、静謐

いんぎん（慇懃）きわめて丁寧な
こと。

付やり突きやるカ。
勢いよくおしやる。

の世ほと、諸士の頭のさからさるやうに
あひしらひ、勇気をいさめ振八セ、銘々の
心底を真意に詞を出すやうに仕置を
すへし、其者の心さし、心底にのミ有て
口に出さる時は、何様の者共諸奉公人の
くらゐそれ／＼に知れ難ものそ、乱世ち
六ヶ敷八治世の仕置そ、然共家の末に
成時八大将も大将の器量なき故、心セ八
く我心のやうに一樣に諸人を仕なすに

あひしらひ＝応対すること。
あえしらひ。

より、静謐の時は家中治りたるやうなれ
共、少ニても骨かまましき事有時は、諸人
心柔弱にしてほこ先曲る物そ、唯かり
そめにも武士八勇氣の有か能そ、いかに男
のかたちを請ても、心女にて柔弱非礼を
好み、侈強き者八必めりやすき物そ、扨又
汝等八仮初にもけいはく成物を好むへから
す、但又大き成(とが)咎もなきに追放せよと
いふニはなきそ、子細は、多の人の内に色々

骨かまで……
|| 荒々しい風がある時は

様々の者有へし、され八家老の(おしな)行(ない)に八、其善
悪を能しり、善人八事を取、夫々の奉行
役人と成し、邪にひかミたる小人八役儀ニ
かけず、下に有て政道の妨にならぬやう
にすへし、然共汝か目の前の事計知り
て八家老と八言かたし、といひ聞せければ、
大炊赤面し、御尤至極奉存候といひ、涙を
なかせしか、今大炊なとにつゝく家老
我朝に多く可有共不覺、惣して心に

誠有者八至極の道理を聞て八たちまち
其あやまりを改る物そ、何の下賤の者の
いふ事にても、至極の理を破る事なかれ、
かたましき者八己か威を立、能事を聞ても
改めさる物そ、左様の氣質の者八大将八家
を破り、家老八主を亡す物そ、是君臣共に
うつけ者の作法如斯そ、又人の明言を聞
て、其者の前ニて八あしく言なし、其事を
取もの有、是又姦^{カン}人と言者也、誠の道八我

かたまし(動詞「かだむ」の形容詞化)
奸まし・姦まし
かたましき者八〃
悪賢くて誠意がない者八。

思ふ事を人か言出したる時八、我思ひより
たると同じきと八不言して、扱も名譽
成事言たりとて、其者を褒美する者そ、
如此無之時八重而能事を思ひよりても
いはぬものそ

一 又上意に、神屋を新参に抱し時分に、神屋
中途にて雅楽に会ひ、脇へより礼をせしに
雅楽何そ物を思ひ行けるにや、礼を合せす
通りたりけれ八、夫方後、神屋、雅楽に逢て

無礼を仕、折々慮外も有之と聞により
 案外のやつと思ひ、(ひま)隙を出すへきかと思へ
 とも、内証を聞に、人(柄)から能殊ニ奉公も能勤る
 よし申に付、か様の者に隙出しなハ諸奉
 公人各身を疑かハしく思ふへし、一ニハ、雅楽
 かさゝへたると諸人思ふ時ハ、如在なき雅楽ニ
 悪名を付んもいかゝたり、又其分ニて置は
 家老の威薄く成て家のしまりなしと
 思ひ、予か分別に、頓て知行を遣し候時分

さゝへたるニ陰口したる
 如在(じよさい・如才)なき
 〓あるがままにすることはない

神屋こらへぬものゝよし聞候へは、定ていとまを
乞可申、然時は諸奉公人もうたか八し
からず、雅楽事をも何共申間敷と思ひ
知行八百石の折紙を調(このえ)、一兩日中ニ呼出し
可遣と思ふ処に、雅楽是を聞て神屋に
知行被下由承申候、此者八事之外能奉公
人にて御座候、一かと御用ニも立可申と奉存候
千石の御約束にて候得共、御約束より
過分に被遣可然様ニ奉存候、と申に付

一かと(ひとかど) = ひときわすぐれ
てしなむ。

されハ此者ハ以之外成慮外者と聞し
故、八百石可遣と思ひ、折紙をしたゝめ置
たりといへは、雅楽頭申やう、以之外の御事
にて候、此者なとを左様に被成候ハ、重而能
奉公人御家を望申間敷と申ニ付、汝か
言処同心しかたし、子細ハ、予か家ニ而汝なと
に慮外する者誰か可有に、此者ハ慮外
のミ有之と聞、然ハ今度知行を扣遣候ハ、
定而暇を乞可申候、其時暇可遣とおもひ

如此といへ八、雅楽頭申八、御意之通にて御座候、結構に被召仕候私故、今御家にて私共に忘れても無礼仕候者無御座候、然処に此神屋八心強く無礼仕候、依之一かと用ニ立可申者と奉存、如此申上候、としきりニ申に付、知行何程遣し可然かといへ八、雅楽申ニは、二千石可然奉存と申ニ付、其儀なら八初め約束のことく千石可遣といへ八、雅楽八是非く二千石と言時、其余の家老共只

千五百石被遣候て可然と申に付、神屋を呼出し
予か思ふ処と雅楽か所存と申聞セ、知行
千五百石遣候へ八、此者城より直に雅楽か所へ
行、此中の手前あやまり御免被下候様ニと
涙を流し理申のよし、其後よき
かせき仕り、人からも能候故、今程物頭に
なせしそ、惣而主に諫言のいひ、時の政
道の善悪を吟味し、主の為能事を
注進する者を八、武道不知小人八推参也、

指出者身の程不知、氣違なとゞ言成して
 終に身代滅亡さする物成故に、心ある者も
 主君のため(こころ)諫(いさめ)たき事と八思ひなから
 身上のめ(滅亡)つほうし、妻子けんそく路頭に
 立を悲しミて諫をいはぬ物そ、又忠信
 にして諫言を言者八、却て世に落ふれ
 悪敷成行八、我身八ともかくもなれ共
 子供の不便(ふびん)成八計なき故、身代滅亡を
 苦しめ、子共にも男たてすへからすと言

指(差)出者(さしでもの) 〓
 出過ぎた言動をする人。
 でしゃばり。

身代 〓 個人または一家が有するすべ
 ての財産。

聞せぬる故、若手に勇氣成侍なく、柔弱
に成り皆女人の様に成物そ、是家の滅亡の
本そ、段々言聞することく治国ニ乱世を忘
れされといふハ、合戦をなす時ハ何様の下
賤の者にても味方に利有事をいへハ、恋しき
子に逢ことくに是をかゝくるそ、其ことく
治世ニも政道の為善事を言時ハ早々かゝけ
あくへし、主に忠儀を思ふに、治乱の二ツなく、
大身・小身・上輩・下賤の隔なきそ、能々

可心得、一寸先を不知の侈者八、治国の時は
知恵・分別は、た（唯）主・家老大身高位にのミ
有て、諸士・小身・下賤ニ八無之と覚也、人は
うつけ、我計智有と覚ゆる物そ、尤是方
後八合戦有之間敷故、上下共に鎧に血を
付へき様なけれ八、次第に武道不案内に
成へきそ、然時八鎗をつきし士八何事を
もいひたき様に覚ゆる物そ、縦八鈴木久三郎
なとか事を半分方聞て八、武功にほこり

鯉の料理を好ミ申様に、武道不案内の物
不知者八己か心にたくらへ思ふ物そ、久三郎八
忠信深き故に、身命を的にかけていひ
たるそ、如此の勇士八、治乱となく能事を
思ひよりて八諫むる物そ、然共上より
いハセたる時八いはれぬ物そ、天下太平と
成程かやうの者を賞翫して、無理に
おしこむ事なかれ、子細八、生を受し
もの誰か身命を的に懸ケ、悪口し

主にくまれん事をこのまんや、此心(志)指を
押ゆる八家運の末としれ、治平の時は
上下共に鎗をつくへきやうなし、只主に
いさめをつよく言者が勇士なり、か様の者が
乱世ニは必忠信有之(こ)鑑をつくもの也、然を
主君たる者、我身のあしき事ハ威勢に
任せて忘れ、小身成者の男かましき事
をいへハ、何の功にて口をきくそとておさへ、
心掛能武士をハおしこむる故に、大臆病の

けいはく者ほと時に逢てはびこるに方、
次第ニ武道すたれて家亡ふる物そ、子細ハ、
無道にして柔弱成家をは武道の達
人其時節を見合、必其家を打取ものそ、
武家八行住座臥共ニ武道の衰へさるか
家の繁昌そ、然は汝等威を振ひ、諸士の
頭をおさへ、諸人の勇氣なくしなさは
將軍の為大敵そ

一 又上意に、忠信ハ、大小・上下・近習・外様・古参・

新参によらざる物そ、只人の心に有そ、
然時は汝等諸人に心易あてかひ、其
心さしのうつもれさる様にして忠信を
つくさせよ、汝等、高上にして諸人地に
ほり入やうに成時は、縦八上位八天に上り
下位八地に入にひとし、此時主従の間、遠
さかり縁きれて、家滅亡するそ、惣て
主人の家老の前にて八、無礼に見ゆる程
成者が多分かげほと上を大事ニ思ふ物そ、

家老出頭成とて、跡先の考へなしに
諸人に慮外をする時は、諸人非なき
主を恨むる物そ、此考へなく諸人の
はいもうするを満足し、主をかさに
着て奢ル者八、うつけの頂上也、若是、邪
を含者あら八、彼弥四郎、秦の趙高か
類也、又人に慮外を仕懸られて何とも
思ハぬ者八、何の役にも立ぬ物そ、能心得へし、
そもや同し侍か時の運によりてこそ、主と

はいもう…廢忘・敗亡
忘れさること。
うろたえること。

そもや…いつたいぜんたい

成、家老出頭と成り、諸士と成に、当分(おのれ)己時に
あひたりとて諸人に慮外をし、侈強者八
うつけ者成により、天下の災に成故嫌ふ
也、此故に下野か家(来)頼(来)に小笠原監物を松嶋へ
流人ニせしそ、監物八一かと下野か用にも
可立者なれ共、侈有故、以来旗本・諸
大名・諸家中迄も侈有者八如此するそ、
と近く八見せ、遠く八聞せ、奢を可断ため
如此そ、秀吉も木村常陸を早く成敗し

給八、秀次の悪も是程にて八有間敷そ、
惣して万事をこまかにきいて心底に
納、能々吟味して其成敗をなすへし、
物毎短才にする事なかれ、天下国々嶋々
まてかねて能聞て其善悪を正すへし、
兼々いひ聞することく、跡先の考へなく
奢強者あら八、是を取ひしくへし、
是天下を治る第一の法也

一 又上意に、酒井備後か知行所に備後

と言百姓有、備後か家来の者、彼百姓に
名をかへよといへ共、此百姓名を不替、備後
知行所へ行し時、彼百姓を呼出し、名を
かへよといひけれ八、此百姓申様八、迷惑成儀
を被仰候、私八人に勝レ御年貢一番に上納
仕り、其上御公役も能仕候に、左様ニ可被仰付
事にて無之候、其上私八此在所にて代々
備後にて御座候間、替事不罷成候、只殿様
の御名御替被成候様ニと申けれ八、酒井

備後言(曰ハクハ)ハくハ、年貢を能納公役をよく

勤候へハ一段之事也、己ハ此所の備後也、其分にてい候(尾)へと云ひしとや、とて御笑被成候

惣し而備後と言者ハ、生付おんくわ成

者也、智恵も有慈悲深き者也、見よ彼か

子孫繁昌すへきそ、惣して無智恵(ママ)成者ハ

何の益もなき事に諸人をつからかし、

用に立事を取失ふ物そ、されハわる

利口の者のなす事ハ一手かハる物也、彼

おんくわ成者

おんか(温和・穩和)

〓のんびりしているさま。

つからかし(疲らかし)〓疲れさせる。

弥四郎め己か知行の物成を己か預りの
百姓共に借シ利米を取、己八予か預ケ置
米をつかいしと也、是(ひつえ)偏に武士の道を
不知也、尤予か物を盗たるにて八なけれ共
如此事八町人のわさなるにより、武士ニ八
大キ成疵也、又本多作左衛門奉行たりし
時、三州坂崎の百姓、非公事をいふて(そむき)負
たりしか、作左衛門依怙成と方々にて
いひ廻り候て、落書落し文なと

しけれハ、作左衛門是を聞付、二度僉議
して、此百姓を切たり、其後又酒井
雅楽、如此の公事さハく時、右坂崎の百姓
のことく悪口しけれハ、雅楽、是を聞て
其後地下人を呼、其段々をいひ聞かせ、
其分にて差免す、兩人の道理を聞に、
作左衛門申分ハ、上をおかす者を其分にて
置候へハしまりなしといふ、雅楽申分ハ、
如此成者を切候へハ、重て奉行に移出来

按スルニ書經ニ 候といへり、尚書に徳惟レ善スレ政ヲ政ハ在レ養レ民ヲ

尚書…「書經」の別名

ヨクス マツリコトヲコトハ
善レ 政 政といふ、

我此金言を不断不レ忘、百姓の諸

役の事能々吟味し、金銀米錢八年貢

より外、何ニても不レ取、此事損得ハ、佐渡ニ

能々習て是を能セよ、無(むちなるもの)智成者八国郡を

取ても其役を不知、されハ智なき者

の批判ハおかしき事有、泉州(堺カ)境の町

人ひはん仕けるハ、小西撰州・肥後三十万

石取られ候へ共、いまた銀子一貫目も

溜り不申とのさた也、長崎のたうあん八
知行八取不申候へ共、銀子十万貫目余持
申と(も)のなれ八、武士ほと何の益もなき
もの八なきと言たりしと、茶やの四郎か
物語せしとて御笑被成、町人八此心にて
金銀を貯へ、遊山法外の事のミ好む
ゆへ、恥をも不知、義理なく、他人の迷惑をも
不考、己か楽ミ計心懸ぬる故如此そ、
国郡の主も愚か成者八、国郡八定りて

我物との三心得、領分の民を苦しめ
私欲ふかくして己か身計樂しミ
ぬる故、国郡を亡し家を失ふそ、身
さへ我物ならぬに、まして国郡を我物と
思ふへき道なし、然共善政を行へは
いつ迄も我物そ、我物ならハ猶も民に
仁愛を行ふへし、爰の心得大事
なり、国を亡すとて国郡村里の形ハ
少も亡ふへき様なし、其処々の万人

をいたため、苦しめ、民の心を失ふを国を
亡すと言そ、此国を亡す大将あらは、改
めて其器量に当ル士に国郡を与ゆる
か天下の主の役也、是に依怙有て、我か
氣に応したる者に八無道の者にも
国郡をあたへ、国民を苦しめぬるは
天下の主の愚かにて、天道是を糺し
給ひ、忽国家を失ふそ、他の非を改
んより八、一手前の非を深く改よ、若一

手前の思案少も相違する時ハ、家人の内
忠信深くして我も共と思ふ者程、却て
上向キ八家の為を思ハさるやうに見ゆる物そ、
我弥四郎を愛せし時、予か家を諸共と
思入、予に命をはめ置し忠信共如此あり
たるそ、心手前のかねを能定よ

一 又上意に、武道不案内の者ハ、諸侍の
嗜と奢とを取違ゆる物そ、嗜と言は
近藤なとかことくに不似合事迄仕、朝

夕のいとなみかすかに、身の苦しき大方
ならずして身代より過分に人馬を
持、尤武具馬具きらひやかに仕、常に
家職を不忘、是非を能糺し、誰か前ニても
利八理、非八非といふ者也、是を奢といふ八
無案内也、是を土の本意たしなみと
言そ、奢と言八、家職を失ひ、武家八公家
を学び、出家・百姓・町人か武家を学び、我が
家職を非に見るものを奢者と言そ、

天子の御勤に八、正月朔日の朝拜より
月並の御まつりこと有、是天子の御家職也、
関白八天下を預り、政道正敷、人民うれへ
なく治るを職とす、是文道也、將軍八天下
の悪逆を討て道有を助るを職とす、是
武道也、是上代の法そ、然に中頃より
君臣侈強くして政道を取失ひ人民
安からず、然処に頼朝、平家を討、木曾を
亡し、諸国の総追捕使を給て、天下大平

と成、鎌倉九代の後、天下乱ル、此時尊氏、武
勇にて天下過半治ル、義満の代に到りて
天下一統に太平也、武威を倭漢(和)に顯八し
其身の位、奨学淳和兩院別当源氏
長者、征夷大將軍、大政大臣、從一位准三宮
公方義満贈法皇と号ス、大明成祖皇帝
の祭文に恭獻王と謚(おくりな)す、され八義満八おう
おやの譲りを受けて、是を空しくせず
天下を治平し、異朝迄如此成を若奢(もし)と

言者あらハ、是武道不案内の沙汰也、子細ハ、位と禄とつり合たる物ぞ、王と言ハ天下を治る人を言、然時ハ天下を治るから高位にあかるハ定りたる事也、然るに尊氏第八代足利義政大將軍と号しなから天下の乱を治る事をはゆめく心にかけず、只茶の湯計ニ心を用ひ、東山に引込て東山殿とよハれたる不覚悟人を侈なき人と言ハ、大なるひか事也、此義政を侈者うつけ者と言、子細ハ、我役ハ

不勤して茶の湯計に心を入、先祖の
功を空しくする八大き成侈、破家者なり、
我わざならぬ事を(好く)すく者八、たとへ八松八
常盤の色あれ共花なきゆへ、景なしとて
藤を松にはわせ、松にもある藤の森など言て
是を(もてあそ)翫ひ、後に八藤か成長して松を巻から
し、藤もともに枯ぬることくに、義政(等)なとか
武道の松に茶の湯の藤をはわせ、松藤共ニ
枯ぬるそ、能々心得の可有処也

一 又上意に、武家ハ武道を不忘か能そ、子細ハ、
太平成とて武家か公家のことくに成て、柔
弱非礼を好むハ、縦ハ真劔ハ用なしとて木刀
をさすに似たり、又將軍を始め国主郡主
小勇を好て軍法を不用ハ、木刀に鉄小刀
をさすに同じ、武道を不好して柔弱を
事とするハ、木刀に木小刀をさすに同じ
如此の武士八大身程味方にして必災と
成、敵にして八味方に大利有り、又小身

たり共武道の達人八敵にしてあなとら
れず、味方にして頼有、小人数にて大事の
先手に用ひても疑八しからず、大勢成
とて、武道無案内の大將を先手に用る
事なかれ、先手の大軍のくつれかゝり
たる八味方の災ひと成そ、自然の事有之時八
先手を能々僉議せよ、むかし異国を日本を
せめんとする時八、武内大臣、九州に有りて
異国を押られたるそ、是則劔の利を

自然の事〓万が一の事

かたとりての事也、劔八切先のかねを第一二
吟味するそ、子細八、切先まつ敵にはやく
逢て切、或八突、肝要の処也、此故に日本の
大先手に、神代に八住吉大明神、人代には
武内大臣を置れたるそ、今以て此心を
失ふへからず、右に言聞することく異国乱る
と聞八、九州に能武将を選び、異国を押へ
させよ、日本の中の軍八勝負共に其一家
計の盛衰そ、倭^(和)漢のあらそひ八負

たる時八日本のちじよく、勝て八日本国の誉
そ、其国の取合ほと大事成事なし、
若異国乱れ八、此心得ニ而押へを撰ひ給
へと言事そ、文永・弘安に異国人渡りたり
しも、日本数代治平の事を大元の世
祖皇帝、能々聞又蒙古武勇にほこりて
の事そ、文禄の朝鮮征伐の事、朝鮮
数代治平也し故、柔弱にして武道の
事を忘れしと、秀吉武勇にほこられて

との二ツそ、然に武道無案内の者八太平ニは
武道を取失ひ、彼木刀を用るに似たり、
木刀も形八刀に似たれ共真の用ニは不立、
武道無案内の武士もかたち八武士にして
用八百姓・町人におとれり、此故に武道に
達するを家職を知と言、天下の大寶也、
然共無案内成者八武道と血氣とを
取違ふるそ、無道をうちて人民を安堵
さするを武道といふそ、是則、天下の主の

儀也

一 偽かさり人をたふらかす事なかれ、かく
す事八結句人能知る物そ、何程手前に
能事と思ひても人民疎む八悪事そ、
我何程奢なきと思ひても、諸人奢者と
言か則侈そ、たゞ外人のさたを能きけ、
尤旗本、天下諸大名家々の家老出頭の
者の善悪、扨八異国の事迄心の及程聞
届其政道を成へし、治国成とて猥に

遊山宴閑樂を好ミ、武道を取失ふ家ハ必欲
深き物そ、是其国の乱と成本そ、治世ニ
武道に達するを真の武士と言そ、乱世ニ
武道をなけくハ、冬ハ寒をふせき、夏ハ風
を求るに同し、然共武道無案内の者ハ
咎なき他国を討取、みたりに戦をなす
事をも武道と言と覚へたり、是武道に
無用事そ、尤邪悪を討て道有人を
そたつるを武道と言そ、扨又太田事ハ

己か身の分限を知りて仕る事也、然共かれか
言にあらず、いはせ給ふ將軍の心底、誠に
目出度事千秋万歳と思ひ安堵(安堵之れに過ぎず)不過之、
太田か所(しよい)為八慮外ニて八無之そ、忠信也、
子細八、知行功にあたらす、過不及有之時八(過ぎたるは及ばず之有る時八)
諸奉公人誠を失ひ、身の程を不知能者八(能く知らざる者)
埋れけいはく者かはひこる者そ、武士は
身の程を能知事第一也、諸人身の程
を知時八政道不乱して家の長久そ、彼

太田ニは知行二千石給り候て可然と申
へし、若夫^(それ)にても異議を申事あら八
又重而被申越へし、と可申との
上意にて主計頭に御腰物其外色々
拝領被仰付、様々御懇の
上意にて、返すくも万事を深く慎奉
公せよ、無道の行ひして、將軍の目かね
を違ゆるな、諸人に慮外する事なかれ、
尤毛頭も侈ルへからず、天下国家の

守護奉行人八姓ニも氏ニもよらさるそ、
常の心入大事也、或歌に、人多し人の中にも
人そなき人となれ人人となせ人、諸人八
名々(銘々)の家職をふかく心かけて人と成へし、
家職を能勤る者を取立、人と成し給へと
申へし、返すくも天下国家の主八善
政か肝要そ、善政の元八慈悲そ、慈悲を
万の根元として侈を断、天下を治平
し給へと申へし、又汝等か忠儀八、正直

慈悲を好ミ、賞罰に私なきやうに心を
尽し、天下の諸士 將軍の徳儀になつく
やうニするか忠節成そ、感(威)陽宮八かんやう
きうか亡し、平家八平家か亡し、鎌倉八
鎌倉か亡し、家八家か亡すそ、返すくも
善政か天下国家の要としれ、との
上意にて御暇被下けれ八、主計頭御念頃身ニ
余り涙にむせひ、御前を罷立江戸へ下
り 権現様 上意の趣を言上仕候へ八

將軍様 上意に、扨々 駿河様御苦勞

不淺御事哉、被仰下条々誠ニ御こつすい(かな)
(骨 髓)

こつすいに入ニ深く心底にしみこむ。

入難有御事とて、御涙を被催、主計頭御前ニ
居候内ニ御折紙を御認させ被成、太田被
召出、知行二千石被下けれ八、太田なミた
を流し、御折紙をいたゞき、御前を退出せし
時、相国様上意に、小松の大臣の詞に
国ニは良臣の(失)うする事を愁へ 家に八謀
のたゆるをかなしむと言八誠なり、汝か

一言ニ寄て孝行にもとつき天下を
納むる道を聞たり、と被仰御悦甚し、
主計頭に左文字の御刀を下されける

此書は慶長の末のころ

家康公駿府被成御座時書記候

通井上主計頭正就を数日駿府ニ

被遊御留置、天下の御政道御教訓

被仰含之、則江戸へ罷歸

秀忠公へ言上仕る、其以後永井
信濃守尚政へひそかに正就物語
の処、尚政書留之、代々其家に伝之
者也

天保九年戊戌弥生下旬

橋源重則写之